

厚生委員会 議 録 第 十 一 号

平成七年五月十二日(金曜日)  
午前九時開議

出席委員

委員長 岩垂壽喜男君

理事 衛藤 最一君 理事 木村 義雄君  
理事 鈴木 俊一君 理事 井上 喜一君  
理事 石田 祝稔君 理事 山本 孝史君  
理事 網岡 雄君 理事 荒井 昭彦君  
理事 安倍 晋三君 理事 熊代 昭彦君  
理事 近藤 鉄雄君 理事 佐藤 静雄君  
理事 高橋 辰夫君 理事 竹内 繁一君  
理事 戸井田三郎君 理事 中谷 元君  
理事 長勢 甚遠君 理事 根本 匠君  
理事 藤本 孝雄君 理事 堀之内久男君  
理事 横内 正明君 理事 青山 二三君  
理事 栗屋 敏信君 理事 岩浅 嘉仁君  
理事 鴨下 一郎君 理事 久保 哲司君  
理事 坂口 力君 理事 田名部匡吉君  
理事 福島 豊君 理事 宮本 一三君  
理事 保岡 興治君 理事 柳田 稔君  
理事 今村 修君 理事 五島 正規君  
理事 土肥 隆一君 理事 森井 忠良君  
理事 枝野 幸男君 理事 岩佐 惠美君

出席國務大臣

厚生大臣 井出 正一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君  
厚生省保健医療局長 松村 明仁君  
厚生省生活衛生局長 小林 秀實君  
厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君

委員外の出席者

農林水産大臣官房参事官 中川 坦君

委員の異動  
五月十二日

辞任

荒井 広幸君

塩崎 恭久君

住 博司君

横光 克彦君

同日

辞任

安倍 晋三君

中谷 元君

横内 正明君

今村 修君

補欠選任

安倍 晋三君

横内 正明君

中谷 元君

今村 修君

補欠選任

荒井 広幸君

住 博司君

塩崎 恭久君

横光 克彦君

本日の会議に付した案件

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)(参議院送付)

○岩垂委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本孝史君。

○山本(孝)委員 おはようございます。新進党の山本孝史でございます。

本日の議題に入ります前に、冒頭、阪神大震災への取り組みについて、三お伺いをさせていただきます。

マスコミでは、オウムだ、サリンだということ、阪神大震災への国民の関心が随分薄れてきているのではないかとこのうふうに心配をしております。きょうで震災から百十七日目を迎えておりますけれども、この七日の日曜日に私も現地を再び訪れてまいりました。

建物の解体が進んでおまして、空き地が随分目立つようになっていますけれども、一方で、傾いたビルがあったり、あるいは壊れたままの家屋も非常に多い。避難所でお暮らしになっている方がまだ四万人近くもおられるという状況がございます。この避難所におられる方々、口々におっしゃるのですが、自衛隊が解散式を行って撤退をしました、ボランティアも数が随分減ってきました。そこで、五月三日の朝日新聞で、避難所暮らしの人に生活保護は認められない、こういう記事が出ました。その理由として、厚生省は、「公費で食事や生活物資が支給されている避難所は憲法二五条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活」が維持」されている、そういう判断からだというふうにご書いてあります。避難所の生活がそんな状態でないことはだれの目にも明らかでございます。避難所暮らしの方々は口々に非常に怒りの言葉を発しておられる。厚生省にも言い分があるにしろ、避難所暮らしの方々、その御見解をお伺いしたいと思います。

○井出國務大臣 避難所で生活されている方々はその生活が長期化し、大変御苦労されているものと思っております。厚生省といたしましては、地元自治体と一体となって、避難されている方々が一日も早く避難所を出て平常生活を取り戻せる

よう、全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

生活保護の問題でございますが、災害救助法に基づき避難所は、災害に際して居住の場を失い、または安全な場所に避難する必要がある被災者に対して応急的に救助を行うために設置されるものでございまして、もともと永続的な生活の本拠として考えられていないことから、保護費を支給して生活を保障しようとする制度である生活保護の適用は想定していません。

避難所で生活しておられる方々については、食事の給与、あるいは被服、寝具その他日常生活用品の給与等、生活全般にわたり御不自由のないよう、といってもなかなか難しい面もあることは確かでございますが、生活全般にわたり万全を期しているところでありまして、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○山本(孝)委員 法律の建前というのがあると思っておりますけれども、あとでもう一度お伺いをさせていただきます。これは極めて厳しい状況でございますので、ぜひ温かい御配慮をお願いしたいと思います。

実は、私が関係しておりますあしなが育英会というところで病児退院、災害退院の進学を支援しておりますけれども、今回、この震災退院の応援にも積極的に取り組みをさせていただいています。このたび震災で父や母を亡くした子供たちの作文集、「とつともくやし」というこの小さな作文集ですけれども、発刊をさせていただいて、大臣にもお届けをさせていただきました。ぜひお読みいただければというふうに思ったわけでございますけれども、もし御感想があれば一言お聞かせをいただきたい。

そして、厚生省、今後ともに被災者の救援には全力を挙げて取り組むという思いを、今の生活保

○山本(孝)委員 言わずもがなですが、現地を回ってみまして、市役所の職員の方たち、あるいは応援で各県から市役所の職員の方たちが来られているのですけれども、やはりなかなかコミュニケーション

ケーションがうまくとれていない部分がありまして。行政が上から何かしてあげるといふことはなくて、やはり被災者の方たちの同じ目線にまでおりてきて、役所から外へ出ていただいて、よく声を聞いていただく、そして一緒に立場で相談に乗ってあげる、そういうことがないと、なかなか皆さんの気持ちも静まらないし、うまく行政が進まないのじゃないかというふうに思います。そういう意味でも、ぜひ外へ出ていただいて、いろいろな声をこれからも聞いていただいて施策を立てていただきたいというふうに思います。

今回の食品衛生法と栄養改善法の関係の質疑に入らせていただきたいと思いますけれども、今回の法律改正が、規制緩和の流れやWTO協定への対応であるといふことは否めない事実だといふふうに思います。一方で、米の緊急輸入に関する残留農薬の問題、あるいはアレルギー症状を訴える人たちが非常にふえている、コンビニエンス食品が出てきてそういう需要が増大しています。したがって、その裏側では、食品添加物の摂取量が当然ふえてくる、そういう状況もあります。健康への関心の高まりなどを背景にして、食品の安全性に対する消費者の関心というのは極めて高くなってきている、そういうふうには思います。

例えば遺伝子操作によって害虫に強い穀物をつくるとか、あるいはパンがよく焼けるような酵母菌を遺伝子操作によってつくり出していく、チーズの発酵をよくするバクテリアというようなものを研究してみようという形で、今、食品の製造技術にかかわる部分の技術革新というのが極めて急速に進んでいるわけですね。

そういうことを、今申し上げたような背景をいろいろ考え合わせていきますと、食中毒による危害を防止するといった観点からの食品衛生法といふことではなくて、食品の供給における国民の生命と健康を省庁の壁を超えて政府全体として総合的施策により守ることを目的とする食品安全法、これは私が適当に言っているわけですから、そういう統合的な法律が必要ではないかといふ

うに思います。

これまでの答弁をお聞きしていますと、この法律でも食品の安全を確保すると読めるというように、総理大臣を初めとして非常に苦しい答弁が続いているように思うのです。私たちは、もっと積極的に、食品を原因とするものから国民の健康を守るというために、生産、流通、それから販売というそれぞれの段階を踏まえて、食品の安全性について新しい観点から取り組む統一的法律をつくるべきじゃないかというふうに思うわけですね。

これは、この前の改正、四十七年の改正のときの附帯決議にも実は第一項目に出てきていますし、アメリカで一九五八年にフード・ドラッグ・アンド・コスメティック・アクトというのを改定した際に、初めて「政府」、「安全」という言葉がこの法律の中に盛り込まれてきている。イギリスでも九一年一月からフード・セーフティー・アクト、食品安全法というのが施行されていますけれども、その中でも、「安全性の確保は国の責務」と明確に位置づけをしておりますし、消費者保護の観点に立った法律の立て方になっているのです。

最初に申し上げたように、時代の流れが非常に急速に変わってきていますから、その意味でも、改革すべきことは迅速に改革していく、それに対応していくというのは政治の責任であろうといふふうに思います。

今回、食品衛生法を勉強させていただいて思ったのですけれども、国民の食の安全を確保するといふことについて、これは厚生省だけではできないといふことは明らかだと思ふのです。例えば、基準のない、すなわちデータとして持っていない農薬が使われている産品が入ってくるという。そうすると、それは検査に大変な時間と費用がかかってしまう。はっきり申し上げて検査不能だと言えらる状況だと思ふます。そういうふうに入ってくるものを例えば検疫所で水際作戦で防ぐといふことだけではなくて、生産地でどういふ農

薬が使われているかといふことを現地調査するぐらいの気構えがないと、本当の安全性の確保といふのは無理なのだろう。そこでは多分農林省と外務省といふのがかかわってくるのだと思ふます。

摂取する農薬とか食品添加物をできる限り減らすといふことについては、どなたも異論がない点だと思ふのです。でも、例えば農薬についていえば、厚生省にいろいろ御質問申し上げたら、国内での農薬の生産量や使用量等については把握はしていないというふうにおっしゃる。それは農林省の仕事だといふふうなお考えなのでしょうけれども、そこに厚生省の極めて消極的な姿勢を私は見てとるのです。それでは食品への残留農薬はやはり減らないというふうに思います。

札幌市の学校給食栄養委員会とか横浜市では、学校給食に輸入の果物は使わないというふうな方針で臨んでおられるそうです。東京都は食品の品質表示で国よりも厳しい基準制度を持っているわけですから、あわせて独自の基準で食品を輸入する団体等もある。これらの皆さんはWTOの協定違反になるのではないかと心配をなさっておられるわけですね。

この点についてはこれまでの答弁の中で、それらの独自にやっておられる点については衛生規制ではないからSPS協定が規制の対象とする衛生植物検疫措置には当たらない、そういう解釈を示しておられる。すなわち今までどおりやっているんだという御見解を示していただいているわけですから、この点についてもやはり御質問を申し上げたら、学校給食の原材料としていかなる食品を用いるかについては厚生省の所管にかかわる問題ではないというふうにご答弁をいただいたのです。それは学校給食だから文部省がやることだといふお考えなのかもしれません。

しかし、つらつらおもんみるに、やはり縦割り行政の中でこういうふうには、これはどこの仕事だ、うちの仕事じゃないという話をしていると、本当に国民の健康が損なわれてしまうというふう

に思うのです。だから、ぜひともこの縦割り行政を打破するような統合的な食品安全法を検討していただきたい、検討するべきだ。四十七年の附帯決議についているものが今まで一体どうなっていたんだというふうにはやはり私は思わざるを得ないのです。その点についてぜひ大臣の御見解を、一番基本にかかわる部分ですから、ここをまず教えていただきたい。

あわせて、もしお答えいただけるならば、今カリロリーベースで随分海外に日本の食糧が依存をしているわけですね。例えば、全体的に言えば、昭和四十年に七三%でしたけれども、今平成五年では三七%しか国内でカリロリーベースでは自給率を持っていない。すなわち、七割以上は海外に日本の食は依存をしているわけですね。もともと低いのですけれども小麦二八%が今一〇%しかない。大豆が一%、これも低かったですけれども、今二%しかありません。九八%の大豆は全部外国に依存をしている。我々が常に国産品を食べていたといふふうに意識をしていた例えば果物でも、今五四%しかない。牛肉が四四%、豚肉が六九%。あれだけ鶏がいるのにと思うのに、鳥肉に至ってもやはり七七%しかない。すなわち、二割、三割、四割、五割というふうには、物によってはずっと外国に依存をしているわけですね。

そうすると、当然そこに残留農薬の問題であれあるいは保存料の問題であれ、いろいろな問題が付随的についてくるわけですね。基本的には日本の食をどうするんだ、日本のこの低い自給率をどうしていくんだというのを、実はこの食品衛生法を考える中ではどうしても考えざるを得ないわけですね。

そういう意味では、農林省と実はこういうやりとりはしなければいけないのかもしれない。しかし、きょうは厚生委員会の食品衛生法で厚生省の皆さんにお伺いをするといふことなので、話をさきに戻して、この四十七年の附帯決議にもついている統一した食品の安全性を確保するための法律、アメリカでもイギリスでもそういう流れに

なっている。日本もそういう意味で、食品衛生法じゃなくて食品安全法というのをつくるという方向に行くべきだ。役所がでないなら、これはやはり政治の責任として我々がやるべきだというふうに私は思うのです。

つらつら申し上げました。御見解はいかがでございますでしょうか。

○井出國務大臣 最初の御質問の方でございますが、国民にとって安全な食品が安定的に供給されるのが重要であることはもとよりであり、また、このような国民のニーズのうち、安全性の面については厚生省が、食料供給の面については農林水産省がそれぞれ現在担当していることから、これを一元化するべきだという御意見にもつながると思うのであります。そのことは、私もそういう御意見のあることは承知しております。

ただ、国民の健康や食品産業政策といった観点から見れば、やはりそれぞれ専門的な官庁、省庁により総合的な行政を行うという現行の役割分担には、それなりの合理性がまたあるのじゃないかなとも思うのであります。要するに政府全体で取り組まなければならぬことは、これは当然であり、また、

したがって、こうした体制のもとでも食品衛生法をその趣旨、目的に沿って適切に運用するとともに、必要に応じて各省庁間で十分な連携、確かに私自身も、給食は文部省、あるいは農業は農林省といったことはあるのですが、もうちょっと各省庁のそれぞれの担当者同士で密接な話し合いなり協議をすべきだ、こうは思うわけでございます。したがって、そういうことをより一層連携を深めながら効率的かつ総合的に施策を実施することは、やり方によっては可能ではないかな、こんなふうに考えておるところであります。

自給率が大変低下してきてしまっておりますことにつきましては、私も大変心配しております。歴史を考えると、農業を軽視した国は余り長い間繁栄していない。ローマにしても、あるいはポルトガルとかスペインだってそう言えると思います

し、産業革命以降食糧は植民地でいいやと言った一時期のイギリスだって、その後大変苦勞しているわけでございますから、そういったことは日本も踏んじなければいけません。しかし、正直なところ、向上というよりも低下傾向に歯止めをかける努力で今農林当局は精いっぱいというところ、一方で厳しい現実としてはあるわけでございますから、やはりそのためには、国際競争力に對抗していけるような強い農業を政府あるいは生産者団体一丸となつてつくる努力は当然これからもしていかなければならぬ、こう考えるところであります。

○山本孝委員 厚生省に検討してくださいというよりは、本日は政治家の側が検討してちゃんとしたものをつくらなければいけないと思います。やはり厚生省だけでできるものは限りがあつたように思う。受け持ち分担があつて専門官庁があるというものは、それは一つの考え方だと思つても、それがやれるような法律をやはりひとつつくっていくという検討をせよやらないといけないというものが、結論めいた話ですけれども、今回の食品衛生法の内容を見てつくづくと思う話です。

大臣は後で退席されるので、少し質問の順番を入れかえて、大臣の御答弁だけ先にお伺いをさせていただきますかと思つておられますけれども、この基準の内外格差の問題です。

日本国内と外国との間で、策定されている基準が違ふ。それで、この残留農薬基準と国際基準を比較したときに、六六％が一緒であつて、二二％は日本の方が厳しく、二二％は日本の方が緩やかであるという状況があります。基準が日本の中と外国とで、コーデックス委員会であつていられるものと違ふ。

この差について、これまでの答弁で大臣は、我が国の基準は、専門家から成る食品衛生調査会の慎重な審議を経て策定されたものであり、科学的に正当な理由があるというふうな日本の基準についてはおっしゃっている。その一方で、基本的

は国際基準により国民の健康が確保できるものと考えておりますというふうにも答弁をされておられます。一体どちらの基準が望ましいと思つておられるのか、この辺がよくわからないのです。

それで、総理もあるいは厚生大臣も、協定によつて国民の健康確保に支障を及ぼすような安全基準の緩和をすることは考えていないという答弁をされておられます。そうすると、一体今日の国内にあるこの現行の安全基準を緩和するのもしないのか、その辺の姿勢がよくわからない。国民の健康確保に支障を及ぼすようなところが極めて強調されていて、及ぼさないんだつたら何でもいいんだというふうにも逆に言えば読めてしまふ。

そういう意味で、とにかく基準を変えるのか変えないのか、どういう姿勢で臨んでいくのかというところをまず明確に御答弁をいただきたいというふうに思ひます。

○井出國務大臣 さきの国会で承認されたWTO協定の中の衛生植物検疫措置の適用に関する協定、いわゆるSPS協定でございますが、これでは、原則として、各国の衛生植物検疫措置と国際基準との調和を図ることが規定されているわけでございます。とともに、科学的に正当な理由がある場合等においては、国際基準よりも厳しい措置をとることも認められているわけであり、

この国際基準すなわちコーデックス規格は、第一に消費者の健康の保護を目的として作成されているものでありまして、我が国においても、基本的にこのような国際基準を採用することとしているわけでございますが、その一方、食習慣の違いなどによつて大変摂取量が多くなつてしまつて、それによつて安全基準を超えてしまうような場合には、国際基準よりも厳しい措置を採用するという方針も、これまたとれるわけでございます。

から、そういう方針をとることによつて国民の健康を確保することとしておられるところであり、したがって、この協定の締結によつて、国民の健康確保に支障を及ぼすような食品の安全基準の緩和をしなくちゃならぬということはないと考えています。

○山本孝委員 今の御答弁を確認しますと、今ある日本の基準は当面変えることはない、将来にわたつて変えることがないということですか。

○井出國務大臣 将来にわたつて絶対ないとは言へと言われれば、この場で絶対ありませんとちやつと申し上げられませんが、今のところそういう要請も来ておりませんし、またその必要も感じておりません。

○山本孝委員 要請が来て変えなければいけないということになる、要請が来て、そこで初めていろいろ状況が出てきて、それで日本の基準をどうするかという話になるわけですね。そのときに、申し上げたように二二％は日本の方が厳しいわけですから、その部分について、国際基準はこうなんだからこれに合わせるために日本の基準をすつとゆるすということはないわけですね。このプロセスをはつきりしておいていただかないといけないと思ひます。

○井出國務大臣 その際は、食品衛生調査会において十分な科学的な検討をしていただくつもりであります。

○山本孝委員 食品衛生調査会で科学的な検討をしていただいてということですから、今度は情報公開の問題にどうしても触れてくるわけですね。それは後の方にもう一度聞かせていただきたいと思います。

今も御答弁の中にありました、我が国が主張する科学的な正当性ですね。米は主食だから厳しい基準にしたというふうな反論をしたとしても、科学的正当性がないというふうな反論に却下されることがあるのではないかと、我が国が主張する科学的な正当性は国際的に認知されるとお考えでしょうか。イエスまたはノーでお答えをいただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 いわゆるSPS協定に言う「科学的に正当な理由がある場合」に当たるものと考えておりますから、国際的にも認められると考えております。

○山本(孝)委員 そうしますと、今の御答弁を統合しますと、日本の基準は科学的な正当性があつてつくられているわけだから、それを簡単に変えることはない、これですまざる正当性を主張していただくというふうな御理解をさせていただきたいと思ひます。

そうすると結局、先ほど申し上げた情報公開の問題なんです。いろいろな報告書でも指摘されていますように、「消費者等の輸入食品や加工食品等に対する安心感」は必ずしも確保できていない。「これは私が言っているのではなくて、報告書がそういうふうに出ております。その原因の第一として、消費者は危険の度合いについて判断することは非常に困難な立場にある、それにもかかわらず「科学的に安全性を示す資料等の情報が消費者の要望に応えられるほど十分に、かつ利用しやすい形で提供されていないこと」があるというふうな思ひます。情報公開というのが極めて大切な部分になってくるわけです。

大臣は、この点については、疑問や不安に対して一般の消費者の立場に立つてわかりやすく、あるいは科学的な情報提供を行わないといけない、消費者の意見も十分に伺っていく必要があるというふうな、これまでの審議の中で御答弁をされておられます。消費者と規制官庁が対決をするというふうなことはなく、協力し合うことが極めて大切だと思ひます。消費者教育もその点で極めて重要だと思ひます。少しでもあったらだめなのかという話も、なかなかこれは正当性として難しいだろう。しかし、どこまでが安全かということについてはやはりきちんとした情報が提供されないといけないと思ひます。

これまでの御答弁の中で、衛生調査会の各部会の報告とかを、中間的な取りまとめを行った段階で、その関係資料を公開するというのを検討す

るのだとおっしゃっていますし、それから諮問や答申等の状況についても説明の場を設ける、あるいは国民の意見を聞く、そういう場を設けるといふふうなこれまで御答弁されておられるのですね。この点について、もう一度はっきりとした御確認をしていただきたい、情報公開というものについて積極的にやるんだと。これは出してあげるということじゃなくて、消費者を保護するというか、消費者の権利を認めて、きちんと判断材料を提供していただくということですから、その点、しっかりとした姿勢で臨むということをお確認をいただきたいと思ひます。

○井出国務大臣 おっしゃるとおり、消費者の皆さんと監督官庁と対決するような事態は決して望ましくないことではございませんし、むしろ協力していくような状況ができてはならぬ、こう思っております。その意味でも、食品衛生行政に消費者や生産者など広範な国民の皆さんの意見を反映させることは大変重要でございます。

今回の法案策定に当たりまして、各種の説明会等を行ひまして、消費者団体等から広く意見を伺う努力はしてきつたつもりであります。現在、基準値等の決定のため食品衛生調査会の審議に用いられた資料については、審議が終了した後、原則としては閲覧可能という取り扱いになっておりますが、この法改正を契機として、これからは調査会の審議が終了した後ではなく、節目といひましようか、部会報告など中間的な取りまとめの段階で、知的所有権に配慮しつつ、関係資料を公開することについて今具体的に検討しているところがあります。

また、消費者の皆さんたちに対してよりわかりやすい形で情報提供を進める必要もございしますから、コーデックス委員会の活動状況とかあるいは食品衛生調査会の諮問、答申などの状況についての説明の場もこれまで設ける必要があると考えますから、これにつきましても今具体的な検討をして、その実現に努力をしてまいりたいと思ひます。

○山本(孝)委員 最後のところで努力してまいらうとおっしゃったので、大丈夫かなというふうな思ひうですけれども、これはお約束として必ずやっていたいただきたい。それがやはりこれからの生活者主権であれ、あるいは国民の側に立つた本当の政治をするときには極めて大切だ。この情報公開、なかなか今苦勞してまいりますが、その線に沿ってぜひやっていただきたいというふうな思ひます。

実は、この十一日に横浜検疫所等を見させていだいて、横浜の輸入食品・検疫検査センターにも行かせていただいて、現状をつぶさに見させていただく機会をつくっていただきました。

そのときにいただいた資料で、日本に入ってくる食品あるいは農産物の件数のうちで、検査をしているのは届け出件数の七分の一なんです。全数検査というのは、もちろんお金の問題からしてもあるいは時間の問題からしても無理でしょう。今の検査体制というのは、極めて危ないと思われ

ているところについては全数やります、その他これまで違反件数の多いところについてはきちっとした検査をしていますという形で、七分の一程度の検査状況になっているんだと思ひます。私のおります大阪のあたりは、大阪空港にしては港にしても、実は七分の一ではなくて十分の一しか検査してないのです。検疫所によって随分ばらつきがあるような気がします。全数やってくれとは言いませんけれども、もう少し検査率を高めた方がいいのではないかと、七分の一じゃなく、もう少し上げるといふことを考えた方がいいのではないかと、輸入食品の増大だけではなくて、さっき申し上げたようないろいろな状況もあり

ますし、それから食肉などの動物残留医薬品の問題、肉にいろいろな医薬品が残るという問題もありまして、申し上げた、バイオテクノロジーの発達によっていろいろな食品がつくられてくる、遺伝子操作という新しい領域もある。そういうことを考えると、もう少しやはり調査研究機能とい

うものについてこれを充実をしていく必要があるだろうと思ひます。七分の一の検査率を上げるためにも、あるいはもっと早く確実な検査体制をつくるためにも、この輸入食品・検疫検査センター、今二カ所だけですが、もう一つ、こういったところの機能の拡充とか整備というのがやはり必要なんじゃないかというふうな思ひます。

こういう点について、実際に見させていだいて率直に思ひ意見なんですけれども、どういふふうにお考えでしょうか、お伺ひしたいと思ひます。

○井出国務大臣 食品の規格基準や国際基準の策定等におきましては、科学的研究成果に基づく安全性評価が最大の根拠となるわけでございしますから、食品と健康に関する調査研究を推進することは極めて重要であるわけでございします。

このため、今後さらに試験研究機関の機能の充実を図りつつ、特に有害物質による健康影響の実態をより正確に評価する研究とか、あるいはバイオテクノロジー応用食品の安全性評価に関する研究など、食品と健康に関する調査研究を一層推進していく必要がございします。

また、輸入食品の安全を確保するために、従来から、横浜——御視察いただいたようであります。及び神戸に輸入食品・検疫検査センターを設置して、残留農薬あるいは抗菌性物質等の高度な検査の実施体制を整備してきたところであります。が、この横浜及び神戸の検疫検査センターをより充実したものにしてまいりたいと思ひます。いすれにせよ、増大する輸入食品に対応して国民の健康を確保するためには、この検査体制の一層の充実が必要であることは十分認識をしておるところであります。

○山本(孝)委員 ぜひしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。あと少し、細かな点についてお伺ひをさせていただきます。

先ほど、農薬の残留基準の問題については今の日本の国内基準を変えるつもりは今はないという

お話でございましてけれども、やはりもう少し農薬の数を上げて、計画的にこの基準の策定を進めていくべきだろうというふうに思います。世界で主に使われている二百種程度を目標に二〇〇〇年までに計画的に策定をするというふうに大臣おっしゃっていますけれども、ということでは、五年間に毎年二十種くらいをやっていくというように感じになるのでしょうか。そういう計算の仕方が正しいのかどうか知りませんが、二百種程度まではいいんだ。

そうすると、策定されるまでの間は、未策定の農薬を使ってもこれはフリーパスで入っていくわけですね、基準がないから規制ができないというわけですから。そうすると、やはりこの基準の策定というのを急がなければいけない。そういう意味で、これからの五年間に二百種程度という話ではなくて、早急にアメリカ並みの三百種まで基準を設定すべきではないかというふうに思いますが、私どもも同様に考えております。

○小林(秀)政府委員 今先生が御指摘のように、残留農薬基準の決められない農薬の入った食品については流通の規制をすることはできません。そういう意味からも残留農薬基準の策定が急がれると、私どもも同様に考えております。

それで、アメリカ並みの三百種まで基準を策定すべきではないかという御指摘でございますが、残留農薬基準の策定につきましては、農薬の毒性試験成績等安全性に関する資料、それから農作物への残留性に関する資料等の入手や、それから食品衛生調査会における科学的な検討とこれに先立つ事務レベルのチェック等、相当の労力と一定の時間が必要でございます。厚生省といたしましては、今回の法改正に当たり、検討いただいた懇談会の提言を踏まえ、二〇〇〇年までにまず二百種に基準を策定することを当面の目標といたしておきまして、引き続き今後も、食品に残留する農薬についてできる限りカバーするように残留農薬基準の整備に努める所存でございます。

○山本(孝)委員 確かに毒性とか残留性検査に時間とお金がかかるというのはおっしゃるとおりだと思ふのです。ですから、まず二百種を当面の目標、まずと、当面とおっしゃっているの、ぜひこれはできるだけたくさん策定できるようにしていくというのが必要だと思うのです。こういうところにはやはりお金をかけていかなければいけないというふうに思います。

あわせて、可食部分に限って検査をするようにという働きかけが恐らく業界から来るのではないかと、こういうふうには思います。残留農薬が皮に残っている、例えばバナナですとかは日本人は食べません。その中の部分だけ検査をすればいいじゃないかという話になってくるのじゃないか、あるいはリンゴの皮はどうなんだろう、ミカンはどうでしょうとかという話になってくるのではないかと。厚生省として、この可食部分の検査だけではいいという主張に対してどういうふうにお考えになっているのか、そこをお聞かせいただきたいと思ふ。

○小林(秀)政府委員 現在の残留農薬基準は、例えばバナナの場合、通常食されると考えられない皮における残留量まで摂取するものとして一日摂取量を算出し、これが一日許容摂取量を上回らないように基準を策定するという方法をとってきております。ということから、食べない皮のところについておる農薬まで食べた計算してなお安全であるかということを見ている厳しい基準になるというところで、そういうことを今までやってきております。

しかしながら、近年欧米諸国、FAO・WHO合同残留農薬専門家会議等では、通常食されない部分等による摂取量の減少を考慮し基準を設定すべきと報告をされております。また、食と健康を考える懇談会におきましても、「将来的には、食される部分の安全性をより的確に確保するため、我が国の食物摂取の実態をさらに反映したものと、なるよう検討すべきである。」という御提言をいただいておりますので、今後の検討の問題だ、こ

のように思っております。

○山本(孝)委員 慎重に御検討いただきたいと思ふ。

繰り返しになりますけれども、その検討の途中経過、あるいは最終的に決められるときは必ず情報公開していただいて、みんなの意見を聞いて決めていくという形をぜひともとっていただきたいというふうに思います。

今回天然添加物についても規制の対象になる形になっていきます。そこで一つ御提案なんですけれども、この千五百一の天然添加物、従来から食物として使ってきたものもある、あるいは香料、あるいはその他のいろいろな分野の区別はありますけれども、今後その安全性の確認をされるわけですね。この安全性の確認をされるまで、現在の天然添加物のリスト、これをぜひ、未検査リストあるいは暫定リスト、これは適当に私がつけているだけですけども、そういう名前、すなわちまだ検査の終わっていない、安全性の確認されていない天然添加物であるという形でわかりやすいようにしていただきたいのです。確認され次第それが、確認リストというのか、これは確認されましたという形で、こちらの方のリストがこっちからこっちに移るとか、あるいは同じリストの中であってもこれは確認しましたよというふうにはっきりとわかるような形で国民に公表をしていただきたいと思ふのです。

「食品添加物の使用基準便覧 日本食品衛生協会」、こうやってつくっておられますね。この中にも食品添加物の一覧というのがありますけれども、そこに、いつ策定しました、いつ指定しましたという日にちが備考の欄に入っているわけですね。もちろん、これは未確認なものはここには出てきませんから全部日にちがついているわけですね。けれども、今度天然添加物の場合、同じように考えれば、こういう表がつくられて、それで備考欄にそういう指定の日がなければそれはまだ検査の終わっていない天然添加物なんだというふうな、国民の側にわかるような形でぜひ公表をしていた

だいたいと思うのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○小林(秀)政府委員 現在食品に使用されている天然添加物につきましては、長い使用実績がありますし、人の健康確保にとつて問題があるという個別具体的なデータは今はありませんので、今回の法改正でも、引き続き使用を認めているのでありますけれども、既存の天然添加物については、従来から行っている毒性試験を充実強化すること等により安全性を速やかに確認するとともに、安全性の問題が明らかになった場合には、随時、流通を禁止する等の必要な措置を講じる考えであります。

天然添加物の安全性の見直し結果につきまして、いろいろな形で消費者の方々に公表してまいりたいと考えておまして、その中で、十分な情報の提供に努めてまいる所存でございます。

○山本(孝)委員 正直申し上げて、役所から出てくる資料というのは極めてわかりづらい部分がありまして、いかに国民のサイドにわかりやすい公表の仕方をするかというところが検討の課題になると思ふのです。一遍にこうやってわかるというのも、これは一つのやり方です。これは厚生省がつくっているのじゃなくて、日本食品衛生協会がおつくりになっている話だから我関せずかもしれないけれども、やはりそういう形の、これはもう本当に御相談なり指導という形でできるわけですから、そういう姿勢でもって臨んでいただきたいというふうに思います。

天然添加物は、これまで使ってきたと毒性がないからいいじゃないかという話になるのでしょうか。天然と合成品の話は違ひましようけれども、チクロが結局だめだった。長年親しんできたものが、やはり途中で毒性が発見されるわけですね。衛生調査会の伊東委員長のところでもDHAがだめだという形で、いろいろな発がん性のものが見つかってくるわけですね。

だから、これまで使ってきたから安全ということではないわけで、疑ってかかるというのが本当は



姿勢としては一番いいのだと思います。業界に対して大変な負担をかけるからだめだということではなくて、食品の安全性を確保するのが国の責任であると思えますけれども、そういう法律であるというふうなことが読めるというならば、やはりそこは天然添加物についてもきっちりとした対応をさせていただくということが一番必要だと思ふのですね。こういうリストにするとき、そういうふうにお話をするのは難しいですか。

○小林(秀)政府委員　まず、今先生の御質問の中にありましたチクロでございしますが、チクロは天然添加物ではなくて合成の添加物であるということですから、従来の規制どおり、今後も続くというのであります。

天然添加物につきましても、香料とか食材料というものは、例えばお抹茶の粉ですね、そういうものは、今回でも規制の対象とは関係ないところで別にしておりますけれども、天然添加物の中でも、検査を要して、見ていくというものは約四百ほどあると思っております。ですけれども、従来、今までは天然添加物すべて安全ということから、今回の法改正でもって、天然添加物でも、今までのものより、今後出てくる、例えばパイオでつくられるものとかそういうものに対応するということが、我々今回の法改正の主眼であるわけでありまして。

ただ、それ以前のものでも、先生がおっしゃるとおり、絶対安全かと言われるとそうでもないし、そこは科学者の意見を聞いて、危険性があると考えられるものから優先度を決めて順次検査をし、そしてその結果は公表をして、国民の皆さんに御理解をいただいくということでも十分対応ができていますもの、私はこう考えているわけでありまして。

○山本(孝)委員　チクロが化学的な食品添加物であることは承知しております。私が申し上げているのは、長年使うことになれ親しんできたものであっても実は危険性が潜んでいるということがあるわけだから、そういうふうな対応でしてくだ

さいということをお話し申し上げているので

す。その点に関して言えば、今回の情報公開の中で、知的所有権に配慮して、できるものはやるというふうにおっしゃる。この知的所有権に配慮してというのが常に前振りとしてつくわけですね。そうすると、知的所有権に配慮しているから、それは配慮したからだめなんだという形になると、ここからなかなか物がでてこないという情報公開されないという話になる。いろいろお伺いしていると、やはり企業の企業秘密にかかわる部分がある。あるいは化学合成式にしても、極めて特許に近いような部分があるから、何でもかんでも公開するわけにはいかないのだという説明を受けると、うん、なるほど、知的所有権に配慮するのはそういうことかというふうな理解はするのですけれども、繰り返すになりますけれども、消費者の側としては、そこまでの科学的な知識は実は持ち合わせていないわけ、それを実際、こういう合成式から大丈夫だと言われても、これはなかなか難しい話なのです。

そういう意味でも、やはり情報公開という意味でいけば、わかりやすい形で、そしていつでもそのお問い合わせにに応じられるとかアクセスビリティの高い情報公開の仕方、わかりやすい情報公開というものをぜひやっていただかないと、これは絵にかいたもちに終わってしまうのではないかと今ふうに思っています。食品衛生調査会の中でも、あるいは懇談会の中でも、もちろん厚生省の中でも、その辺をよく検討していただいて、実際に消費者側にわかりやすい形はどうなのだというところを、ぜひ意見を聞いていただいてこれからの方策を決めていただきたい、こういうふうな思ふのですね。

最後の質問になりますけれども、その食品衛生調査会についてです。この食品衛生調査会に消費者、生産者を参加させるということが言われています。報告書にも、「より広い範囲の学識経験者の中から任命すべき

である。」というふうにしておりまして、前回の食品衛生法の改正の折にも、衆参両院の社会労働委員会

の附帯決議で、「食品衛生調査会に一般消費者の意見も反映するよう配慮すること。」というところなどが議決をされています。それにもかかわらず、実は現在まで実行はされていない。先ほどの統一した食品衛生法についても、実は附帯決議にあるけれども、それは守られていない。そこは非常に残念に思っています。

御答弁の中で、厚生大臣としては、食品衛生調査会に今は消費者代表として一人しかいないけれども増員をするという方向性を示す御答弁をされているわけですね。この食品衛生調査会にこれから具体的にどのような形で消費者側の代表が入っていくのか、入っていくようにしようとお考えなのか、そこをところをお聞かせをいただきたいと思ふいます。

○小林(秀)政府委員　食品衛生調査会につきましては、法改正成立後速やかに検討を行い、今年度中に、消費者等の御意見を取り入れられるよう広い範囲の中から委員を任命する予定にいたしております。

なお、人数につきましても、消費者と生産者のバランスや調査会における専門的な審議事項とかかわりなど調査会全体のあり方にも関係する事柄でございますので、調査会の委員長等にも相談をして検討を進めていきたい、このように思っております。

なりまされども、いろいろ考えていて、これは厚生省だけではやはり無理だ。自分の領域じやないから、学校給食は文部省だから違います、農業の部分は農林省だから違います、外国でどうい

ものがつくられていても、それは今はもうなすべもない。今回、中国からお米を輸入されるときに、私たまたま北京の日本大使館におりまして、そこへ農林省の方が来られておりました。どんな農業を使われているかわからないから、言われているように、本当に検査のしようがないというのが彼の本音でしたけれども、実際やはりそうだと思います。

そういう意味でも、厚生省だけではなくて、申し上げたように、生産と流通と販売とそれぞれの段階を踏まえながら、新しいテクノロジーに対応できるように形の統一した食品衛生法というのをやはり考えていかなければいけないと思ふいます。小手先で法律を改正、改正と重ねるのではなくて、やはり抜本的に考え直すという姿勢でぜひ臨んでいただきたいというふうな思ふいます。

佐野援護局長には阪神大震災の方の問題、これはもう長期戦ですから、被災者の皆さんも二年や三年は優に覚悟されておられますし、それに対して行政側が何かしてやっているのだということではなくて、やはりここもきっちり情報公開をしてあげて、説明をしてあげて、よく意見を聞いてあげて、一緒になって悩んであげるとか、一緒に考えてあげるといふ姿勢でないと今の状況は全然改善されないと思ふいます。

そういう意味でも、ぜひ外へ出て動く行政システムであっていただきたい。国民の声をぜひちゃんと受けとめてやっていただく、もちろん国会の決議もきっちり守っていただく厚生省であってほしい、あらなければいけないということを最後に申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○岩垂委員長 鈴木俊一君。

○鈴木(俊)委員 自由民主党の鈴木俊一であります。私は与党の立場から、今回の法改正につきまして、時間も限られておりますので、项目的に基本的な部分について質問をいたしたいと思っております。

(委員長退席、荒井(聰)委員長代理着席)

まず、食品衛生法についてでありますけれども、今回の法改正は、前回昭和四十七年に行われた法改正に次ぐものであります。この間実に二十三年という年月が経過をしているわけであります。この二十三年間、国民を取り巻く社会経済、あらゆる分野にわたりますで大きく変化をしたわけでありまして、今回のこの法律にかかわりのあります食品の問題につきましても大きなさまざまな変化があると思っております。

例えば輸入食品一つをとりましても、当時比べますと今日、輸入食品というものは大変に増大をしている。これは、量的面のみならず種類においてもふえているわけでありますし、またその中には、最近ではグルメブームというようなこともございまして、例えば天然の添加物、昆虫などを素材にした添加物というものも出てくるというような、そういうような種類も変化をしております。そしてまた、輸入先というものをみてみましても、世界のあらゆる国、あらゆる地域から輸入をされているということでもありますから、輸入食品一つとってみましても、言いかえるならば、今日我が国にはあらゆる種類のものがあらゆる地域から、国から、しかも大量に流入しているというのが現実の姿ではないか、そんなふう思うわけでありまして。

また一方、消費者の立場に立ってみましても、最近では、健康志向でありますとか、その前提となります安全な食品を求める気持ち、そういうものも大変大きくなっておるわけであります。食品保健行政の役割というものは大変大きなものに今日なっている、そういうふう認識をしております。そういう中での今回の法改正でありますか

ら、大変重要な意味を持つ法改正である、そういうふう思います。

そこで、順次個別の問題について質問をさせていただきますが、初めに農薬の問題について質問をいたしたいと思っております。

今回の改正によりまして、農薬の残留基準を作成する際に、農薬の安全性に関する資料を農林水産大臣に対して提出を求めることができるという規定が今度つくられようとしているわけであります。先ほど申し上げましたとおり、今日、消費者の食品の安全性に対する関心というものは大変高いわけであります。その中で、特に残留農薬についてはこの問題性というものが指摘をされております。

そういう中で、農薬の残留基準というものの策定が急がれるわけでありますけれども、お聞きするところによりまして、現在対象となっておりまして農薬は百三の基準があるということでもありますけれども、これを今世紀中に二百まで拡大するというのが厚生省の方針である、こういうふう聞いております。これを進めるためには、今回新たに設けられようとしている規定、すなわち、農水大臣に対する資料の提出要求というものはぜひ創設をしなければいけないものである、こういうふううに思っております。

そこで、農薬の残留基準については、一部には、現行の規制ではなくてポジティブリスト化をすべきである、こういう意見があります。私いたしまして、最終的にはすべての農薬を対象にするような、包含するような、そういう意味で究極的にはポジティブリスト化をとるということも一つの選択肢であると思っておりますけれども、現状のまま直ちにそういう形に移行いたしますと、リストに記載をされていない農薬がわずかも検出をされますとその食品の流通は禁止をされるということになります。安全性を求めるという消費者の立場もありまして、一方において、やはり消費者として多くの食品を求めたいという気持ちもあるわけありますから、食糧の安

定供給の見地からしますと多大な問題点もここにあるのではないかと、こんなふうにも思うわけあります。

このポジティブリスト化の問題につきまして、厚生省の見解をお伺いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 平成五年度データによりまして、我が国の海外に依存している食品の割合は六三・三というところでございまして、たくさん量を外国に依存をしております。また、農産物に使用が認められている農薬は世界で約七百と言われておりますが、一方、現在食品衛生法上の残留農薬基準は、先ほど鈴木先生がおっしゃられましたように百三農薬についてしかまだ設定ができておりません。

このような状況において、基準が未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止をいたしますと、先生がお話しされましたように国民への食糧供給が極めて困難になることだとか、それから、国際的にも完全なポジティブリスト制を採用している国は主要国ではアメリカのみと承知をしております。このアメリカは食糧自給国でありまして、かつ三百農薬程度につき基準を整備しているなど、我が国とは事情が大きく異なっております。ことから、現時点では日本はポジティブリスト方式への移行は困難、このように考えております。

また、将来のポジティブリスト制への移行については、相当程度の基準を策定した段階で、国内外で使用される農薬数の推移だとか残留農薬規制の国際的な動向、また我が国の食糧自給の程度、そういうものを勘案して検討すべき問題と考えておるわけでございまして。

○鈴木(俊)委員 農薬の問題につきまして、消費者の関心の高いものとしていたしましてポストハーベスト使用の農薬の問題があると思っております。ちょうど一昨年でありましたが、我が国が大変な冷害に見舞われまして、お米の緊急輸入というものが行われました。そして、昨年ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の受け入れということでありまして、これから外国からのお米の輸入という

ものが継続的に行われよう、こういうことになるわけでありまして。

こういうときに議論になりましたのが、農業者の立場もさることながら、消費者の方々からの指摘をいたしまして、船などで運ぶ際にカビが生えないようなそういう薬の問題でありますとか、あるいは刈り取り後の農薬、まさにポストハーベスト使用の農薬について大変な懸念が示されたわけでありまして。

お米の問題に限らず、今後世界各国から農産物が一層幅広く輸入されようという現状におきまして、厚生省といたしましては、ポストハーベスト使用農薬の問題、どうやって国民の健康を守ろうとされておられますのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。

農作物等に対する収穫後の農薬の使用、いわゆる農薬のポストハーベスト使用は、国際的に広く認められた使用方法であります。食品衛生法上は、食品の安全性の確保という観点から、食品への農薬の残留ということが問題でございまして、その農薬が収穫前に使用されたのか、または収穫後に使用されたのかということが問題であるとは考えておりません。

農薬が残留する食品の流通規制を適切に行うためには、食品衛生法の残留農薬基準を策定することが必要であるため、収穫後に使用された農薬を含め、国民が食品を介して摂取する農薬の量が、科学的に安全なレベルである一日摂取許容量、いわゆるADIでございまして、それを上回ることがないよう、国際基準等を参考に我が国の食品摂取の実態を踏まえ、残留農薬基準の策定を行ってきたところでございます。

厚生省といたしましては、今後とも農薬の使用時期が収穫前か後かを問わず、残留農薬基準の計画的整備に努めるとともに、基準に違反するような食品が流通しないよう輸入食品検査体制の充実等に努めることとし、国民の健康の確保に万全を期したい、このように考えております。



○鈴木(俊)委員 次に、WTOと食品の安全性の確保の関係についてお尋ねをしたいと思います。  
WTOの協定と申しますのは、原則といたしまして、各国の安全基準というものをできる限り国際基準と整合性を持たせよう、こういうものと理解をしております。しかし、それぞれの国が持っている基準と申しますのは、食品につきましては、やはり食文化と申しますか食習慣と申しますか、それぞれの国々の持っているものに左右されるのではない、そんなふうにするわけでありまして。

例えば、我が国はお米をたくさん食べる民族でございますから、恐らく一年間のお米の摂取量というものを考えてみますと、欧米人のそれに比べますと大変な差がある。日本人はそれだけたくさんお米を食べる民族でございますから、そういうところと同じ基準を画一的に使用するということが、これが国民の健康を守る上で現実的なことなのか、そこに問題を生じるおそれはないのか、そんなふうにも思われるわけでございまして、こうした食習慣の違いから来る各国の基準と国際基準の問題、これについては整合性をどのように図つたらよいのか、この点についての見解を伺いたいと思っております。

○小林(秀)政府委員 さきの国会で承認されましたWTO協定の中にSPS協定というのがございまして、その中では、原則として、各国の衛生植物検疫措置と国際基準との調和を図ることが規定をされておりますが、食品の安全性に関しては、FAO・WHO合同食品規格委員会、いわゆるコーデックス委員会が策定する基準を国際基準とすること、まず、されております。

またSPS協定では、科学的に正当な理由がある場合には国際基準よりも厳しい基準をとることができることも規定されておまして、御指摘のように、食習慣の違いによる国際基準よりも厳しい基準値を採用することは、この科学的に正当な理由がある場合に当たると考えております。したがって、例えば我が国においては米や

リンゴの摂取量が多いことから、仮に国際基準と同一の基準を採用したとすれば汚染物質等の理論的な摂取量が健康に影響のない水準を超えてしまうような場合には、国際基準よりも厳しい基準値を採用することはSPS協定においても認められているところでございます。

こうしたことから、この協定によって、食習慣の違いを無視して画一的に国際基準に合わせて食品の安全基準の緩和を行う必要はないものと考えておまして、厚生省としては、今後とも国民の健康確保を第一に考えて対応してまいりたいと思っております。

○鈴木(俊)委員 今回の改正の背景の一つに、国際化の変化に対応した食品の安全の確保ということがございまして、その中に、輸入届け出制のペーパーレス化を図ろう、そのためにコンピュータを活用していこう、こういうことが一つの改正の点になっているわけであります。

この輸入手続の電算化でありますけれども、これは一面におきましては行政改革にもつながることにもなると思われまして、規制緩和にもつながることであろうかと思われまして、大いにこれを進めていただきたいと思うわけでありますけれども、しかし、この電算化に変わる中で検査水準というものが落ちてはいかないわけでありまして、今回進めようとしておられますこの電算化につきましても、その概要と、これによって一体どういうような効果があるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。輸入手続の電算化につきましては、今回、食品の輸入手続を画面上によらずにコンピュータ端末より行うことを可能とすることといたしておまして、さらには、将来的には厚生省のこのシステムと税関の通関情報処理システム、NACCSと言っておりますが、それと回線で接続することによりまして輸入監視の効率化と手続の迅速化を図ろうとするものであります。

具体的な効果といたしましては、まず輸入食品

の監視の面におきましては、検疫所の審査事務の一部を電算化し、食品衛生法の違反事例や輸出国からの情報等のデータを活用して、輸入される食品の違反の蓋然性を個別にきめ細かく評価することによりまして、よりの確かつ効率的な検査の実施が確保できるものと考えております。過去の事例で違反をしたメーカーさんが送ってこられるものについては、それだけの疑う余地があるわけですから、そういう過去のデータ、そういうものをきちっとこれからためておいて、そして検査をより効果的にしよう、こういうことでございまして。

また、輸入手続の迅速化においては、輸入者が輸入の都度輸入届のために検疫所に来所する必要がなくなりました。輸入手続に要する時間が大幅に短縮されるとともに貨物の保管経費等の軽減が図られるもの、このように思っております。

○鈴木(俊)委員 次に、今回の改正によりまして、欧米で導入されつつある高度で多様な衛生管理システムHACCP、ハサップというのではありませんか、これの承認制度が新たに設けられるということでありましても、このハサップの導入の趣旨につきましてお尋ねをしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 今回の導入する衛生管理の手法はハサップといまして、これは、アメリカのアポロ計画で宇宙食の高度な安全性を保障するシステムとして開発されたものでございまして、近年欧米諸国において衛生規制として取り入れられつつあります。またWHOやコーデックス委員会においてもその推進が図られているものであります。具体的には、食品の製造過程で生じる衛生上の危害を事業者が自ら調査分析し、その分析結果に応じて、危害が発生するおそれのある工程に重点的に安全対策を講ずるものであります。

このハサップの承認制度では、食品の製造過程において、ハサップの手法により安全対策が総合的に講じられることを厚生大臣が確認した場合、従来の法第七条第一項による食品の製造基準の適用を除外することといたしております。

ます。したがって、メーカーさんにはハサップとそれから従来方法と両方の製造基準がある、それを選択するということができるようになるわけでありまして。

食品衛生規制の弾力化となるこの制度の導入によりまして、食品の衛生水準を維持しつつ、ハサップによる衛生管理方式を活用し、事業者ごとの多様な方法による製造、加工が可能になるものと考えております。

○鈴木(俊)委員 このハサップですけれども、具体的にどの分野から導入を図っていくおつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 ハサップを導入する食品につきましては、現行の食品衛生法第七条第一項の規定に基づき、製造または加工の方法の基準が定められている食品、だから基準があるものですね、その基準があるものでありまして、本制度の導入が必要かつ可能なものから優先的に定めることといたしております。具体的には、まず乳それから乳製品、食肉製品を対象とする予定といたしております。

また、現行の食品衛生基準により生産された食品との安全性の比較につきましては、ハサップによる衛生管理方式を活用して製造された食品は、その製造過程が現行の製造基準に従った方法と同等の安全が確保されているものでありまして、また最終商品につきましても、他の食品と同様、法第七条第一項に基づく食品の成分規格を満たすものとされているところでございまして。

このようないふから、HACCPによる食品は、現行の基準により製造された食品と同等の衛生が確保されるものと考えております。

○鈴木(俊)委員 時間が参りましたので、何か質問が途中になってしまいましたけれども終了しなければなりません。

そこで、今回の法改正、もう一つ栄養改善法というものがあつたわけではございましてけれども、これにつきましても、これは国民の食生活、それから健康づくりを推進していく上で大変重要でござ

いまして、食品の栄養成分表示制の確立ということとをこの法改正によってきっちり進めていただきたいと思ひます。この基準の策定に当たりましてはぜひに消費者でありますとか製造業者の皆様方の御意見を十分聞いていただきまして、本当に、真に実効ある制度にしたいと、そのことを最後に申し上げまして、時間が参りましたので私の質問を終了させていただきますと思ひます。ありがとうございます。

○荒井(聰)委員長代理 福島豊君。

○福島委員 新進党の福島豊でございます。

医食同源という言葉がございまして、薬と食べ物、これは人間が摂取する化学物質であるということと、その根っこは一緒である。私も医学を学ぶ中で、食べ物というのは人間が摂取する最大の薬であるというふうな意味のことを学んでまいりました。健康に大きな影響を与える。

日本食は現在、人間の健康において大変大きな価値があるということが見直されつつあります。その中であつて、日本の食生活はかつての食生活とは大きな変化を遂げているわけでございます。何回か御指摘ありましたけれども、今日日本人が摂取する食品の六三％、カロリーベースでございますけれども、これは輸入した食品になつてゐる。

そういう中で、我々国民の健康を考える場合に、この食品の安全性というものを、これを真剣に追求していかなければならないと思ひます。今回の法改正は、そういった、国民の健康のために食品の安全性をどう確保するのかという意味ではまことに大切な改正でありますし、これを何として国民にとつて最良のものにする必要がある、そのように認識いたしております。

まず初めに、残留農薬の問題についてお聞きしたいと思います。

今回の改正案のポイントの一つは、残留農薬の基準の策定についての対応であろうかと思ひます。現在、食品衛生法第七条の食品等の規格及び基準を根拠に、各農産物に残留する個々の農薬の限度として、百三農薬について残留基準が設定さ

れていることは周知のことでございます。しかし、世界では七百の農薬がある。日本は世界じゅうあらゆるところからさまざまな農産物を輸入しているわけでございます。そしてまた、日本国内ではそのうち三百のみが登録されているということでございます。

食と健康を考える懇談会の報告書では、「当面」、「二百農薬程度まで基準を定めることを目標に、計画的に基準策定を進めるべきである。」というように述べられております。そしてまた、現実には、基準を定めるために夜を徹しましてその作業が行われているというふうにも伺っております。

まず最初に、今まで何回か委員から御質問があつたところでございまして、その残留基準の策定に向けてどのような計画を策定し、これを進めていくつもりであるのか、また最終的にはどの程度の農薬について基準を策定する予定であるのか、この点についてお聞きしたいと思ひます。

とりわけ報告書では、残留農薬基準に適合したもののみ流通を認めるべきであるとの意見に対しては、百三農薬についてのみ基準が設定されている現状では困難である。さまざまな農産物の輸入をとめなければならないようになってしまふ、です。すからそれは認めざるを得ないということであるうかと思ひますけれども、そうしますと、最終的には現在流通している食品に係るすべての、あらゆる農薬の残留基準を決めなければいけないということに論理的にはなるうかと思ふのですけれども、その点についてどのようにお考えなのか、厚生省の認識をお聞きしたいと思います。

〔荒井(聰)委員長代理退席、綱岡委員長代理着席〕

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。

残留農薬基準の整備につきましては、二〇〇〇年までに、使用量が多いもの等優先順位は専門家の意見をお伺いをいたしますけれども、二百農薬につき基準を策定することを当面の目標として努力してまいりたい、まずこのように思っております。

す。それで、このことによりまして、国内外で使用する使用農薬の大部分を規制対象とすることができると考えております。

流通している食品に残留するすべての農薬について基準を作成すべきではないかという御質問でございます。二百農薬は当面の目標であり、世界的に約七百の農薬の使用が認められておりますので、今後国内外で使用される農薬がどのくらいになるのか不確定要素もございまして、今の段階でいつまでにはと明示はできませんけれども、食品に残留する国内外で使用される農薬についてできる限りカバーしよう今後引き続き努力をしてまいりたい、このように思っております。

○福島委員 できる限り頑張っていくますということとでございますので、また現実には、農薬の使用状況というのは世界の中でも刻々と変わつていくということも事実だと思ひますし、残留基準一つを定めるといふこともこれは大変な作業だということもよく存じ上げておりますが、しかし途中で、二百になつたから、もう数年たちますと議論も下火になりましてうやむやにしてしまふというふうなことは決してないように私はお願いしたいと思ひます。

二百の農薬について定めれば大体カバーできるということとでございますけれども、現在は百三でございます。そしてまた、海外で使われる四百の農薬については、わずかに十七しかそのうち基準が決まつていないことなんですけれども、膨大な食品が輸入されているわけですが、現在の残留基準ではそのうちのどの程度の割合のものかきちつと基準が定まつているということになるんでしょうか。その点について資料がもしあればお聞かせいただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 お答えします。

もし質問を聞き間違えていましたら再質問をお願いしたいと思ひますが、今御指摘の十七農薬というのは、日本で使用されず海外のみで使用されているものの数でございますが、日本及び海外で

使用されている六十九農薬を含め、輸入食品に使用される農薬については全部で八十六農薬に残留基準を設定をいたしております。これらの基準によりどのくらいの輸入食品をカバーしているのかということでございますが、それは推計が困難でございます。

それで、そのかわり、現在基準策定済みの百三農薬により、世界における農薬使用量の約二〇％程度、それから我が国の使用量の三五％程度を占めているという試算があるということをお答えをしたいと思ふのであります。

また、二百農薬まで設定をしたと試算をいたしますと、その二百農薬の選び方にもよりますが、今後の、あとの百ぐらいの使用量の多いものを優先的に選んでいて、二百農薬を基準をつくつたといひますと国内外の農薬使用量の八〇％から九〇％をカバーできるのではないかと、このように今は試算をいたしておるところでございます。

○福島委員 推計でございますから、恐らく八〇％から九〇％、二百農薬に拡大すれば、平均的にさまざまな食品を輸入すると仮定すればそういうことが可能である、そういうふうなことから思ひます。

そういうことをお聞きしまして若干安心はいたしましたわけでございますが、今後この残留基準を定めるに当たりまして、国内で使用されているものについては農林水産大臣からいろいろと情報をお聞きするということに今回の法改正で定めるところになつたわけでございますが、国外で使用されているもの、これはいろいろなものがあるうかと思ふのですけれども、その情報をどのように収集されるつもりなのか。これは、厚生省もマンパワーの制限があらうかと思ひますので、なかなか大変な作業かと思ふのです。

先ほど、やはり現地まで行つて調べるべきだ、それもそのとおりだということに私も思ふのですけれども、今後どのようにしてこの収集を進めていくのかということについて御見解をお聞きしたいと思ひます。

○小林(秀)政府委員 専ら外国のみにおいて使用される農薬につきましては、外国に居住する農薬製造業者等に資料提供を要請する規定を国内法に定めることは困難でございます。したがって、国内の関係業者等に対し、従来にも増して積極的に安全性の資料等の提供につき要請をしていくというのが限界であろうかと思っております。

なお、仮に、資料の入手が困難である場合であって、公衆衛生上の観点から基準の策定が必要である場合においては、厚生省として必要な試験の実施を国立衛生試験所等において実施することと考えておりまして、その所要の経費を本年度予算に新規計上したところでございます。

○福島委員 業者から資料を基本的にいただく、その方が簡便性においてはすぐれているかと思えますけれども、直接に試されるかと思えます。その観点というのは非常に大切だと思いますが、そのデータがどういふふうに出てきたのかという問題もありません。ですから、できるだけみずからの手で私はチェックしていただきたい、そのようにお願いしたいと思っております。

次に、農水省の方がきょうおいでになっておられるかと思いますが、今回の法改正におきまして、農林水産大臣に協力を求めるということが法文に示されたわけでございますが、今後新たに残留農薬基準を設定するに当たりまして、どのような姿勢でこれに協力していられるお考えであるのか、お聞きしたいと思います。

○吉村説明員 御説明申し上げます。

食品衛生法に基づきます残留農薬基準の設定につきましては、農産物の安全性を確保するという観点から極めて重要なものという認識を持っておりまして、農林水産省といたしましては、従来から厚生省とデータの提供等、協力連携を図ってまいりましたところでございます。

農林水産省といたしましては、今後とも残留農薬基準の設定に当たりまして、必要な資料の提供等を通じて積極的に協力をしてまいり所存でございます。

○福島委員 ぜひしっかりとよろしくお願いいたします。

続きまして、輸入食品の残留農薬についての検査体制、これは現状におきましてどのようなになっているのかということにつきまして簡単に御説明いただきたいと思います。

○小林(秀)政府委員 検査所の輸入食品検査体制につきましては、全国三十カ所の輸入食品監視窓口において二百九名の食品衛生監視員が、輸入届け出の審査、輸入者に対する指導、食品の検査等の業務に従事をしております。特に、残留農薬、抗菌性物質等の高度な検査につきましては、輸入食品・検査センターを横浜及び神戸に設置して集中的に実施をいたしているところでございます。

○福島委員 若干確認したいのですけれども、この専門の検査センターは横浜と神戸だ、そうしますと、それ以外のところで輸入される、通関の措置をとられる食品は神戸なり横浜なりに全部送られて検査をするということになるのでしょうか。

○小林(秀)政府委員 通常の検査はそれぞれの検査所でできますが、高度な検査につきましては、神戸及び横浜に試料を送って検査をいたしております。

○福島委員 となりますと、なかなかこの残留農薬といいますが、量的には二カ所、要するに二カ所ということになるわけですね。能力の問題があるんじゃないかなというふうに私は思うのです、その試料を検査するに当たりまして一日何検体ぐらい検査ができるのかという。

先ほども御指摘がありましたけれども、輸入届け出件数に対してどの程度検査しているのか。これは九三年度のデータですね、行政検査が五・二％、指定検査が八・五％、外国などの公的検査機関が二・三％にとどまっている。これは、輸入検査手続の流れでは、まずその審査の段階があつて、検査するかしないかということをやまず仕分けするというところで数字がこの程度になるのかなというふうにも思うわけなのですけれども、この審査

の基準というのが実は、私ずっと勉強させていただいていたのですが、この食品に関しては検査しなくてもいい、この食品に関しては検査した方がいい、そのあたりの区別を一体どうしているのか、検査しなければわからないわけですから、その点についてお聞きしたいと思います。

残留基準が設定されても、検査しなければわからないわけですから意味がないということになるわけでございます。十分な検査体制がないといかぬわけですね。報告書にも、監視体制の拡充、摂取農薬量の実態調査を充実すべきであるというような意見が記されておりますけれども、この点について厚生省の御見解をお聞きしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 輸入食品の輸入検査につきましては、何をどうするか、こういうお話でございます。まず、過去の違反事例とか、それから輸出国からの情報等を勘案をいたしまして、まず違反の蓋然性の高い食品につきましては全数検査を実施をいたしております。その他の食品につきましては、科学的、計画的にモニタリング検査という、ランダムサンプリングで選んで検査の品物を決めております。

特にこのモニタリング検査につきましては、平成七年度予算において、その充実強化を図るために、検査所の輸入食品の検査実施経費として対前年度比で六五・七％増の予算を措置したところでございます。

また、輸入食品の安全性を確保するためには検査所の検査体制の一層の整備を図ることが重要と考えておりまして、従来より神戸、横浜にセンターを設けて実施をいたしておりますけれども、食品衛生監視員を過去五年間で倍増しております。そうやって検査体制の充実強化を図ってきたところでございます。そういうことで頑張ってきたというところでございます。

○福島委員 モニタリング検査というのは非常に大切だと思うのです。要するに、違反しそうだとかそういう業者は最初からひっかける、そう

でなくて、普通にやっているんだけれども、やはり残留農薬というものは普通の使い方をしている残るものだと思うのです。ですからこれに関しては、すべてのものにいたしますとあれかもしれないけれども、やはりできる限りやらないと意味がないんだらうというふうに思うのです。

モニタリング検査というのは、輸入の届け出が一つありますね、それに対して必ずするということになるんでしょうか。

○小林(秀)政府委員 輸入手続の簡素化のために、一部については外国の政府にお任せして、そこで検査して大丈夫と言われたものについてはフリーパスで入るとか、それからずっと一定、同じ工場からいつも同じものが入ってくるというものについてはこれをフリーパスにするとかという、その手続の簡素化、安全がもう過去のデータから見れば絶対大丈夫だと言われるものについては簡便にするというものを除けば、その他のものについてはモニタリング検査を実施する、こう考えていただければ結構でございます。

○福島委員 ぜひしっかりとよろしくお願いいたします。

それから、先ほどからも何回か御指摘がありましたけれども、ポジティブリスト、これはとれない、現実問題としてなかなかとれない、それもそうかなというふうに思うのです。また、残留農薬基準という点に関しまして、国際的なハーモナイゼーションということからはやはり国際的な基準と合わせていく必要がある、それもそうかなというふうに私は思うのです。

ただ、残留農薬基準、これは科学的に設定されるわけですから、それ以下であつて全く何も起こらないのかというところは、絶対起こらないのかということは科学的にこれは言えないだらうと思うのです。いろいろチェックした中では起こらなかったというだけのことだというふうに思うのです。

そうしますと、そういうことに対して懸念を抱く人は当然いる、嫌だという人がいると思うので

すね。また、残留基準が定められていなくて流通しているものに関して、やはりこれは嫌だと思つて消費者はいると思うのです。それに關して、先ほども情報公開ということが何回も言われているのですけれども、私は国際的な制度のハーモナイゼーションということはどうしても必要になると思つてすけれども、最終的な判断の、これは嫌だという権利を消費者の人に与えるということが非常に大切だと思つてすね。私はこれは買いたくない、その判断をする材料をやはり与えるということが非常に大切なのだろうと思つてす。制度はハーモナイゼーションしても、個々のレベルでは消費者の判断にゆだねることができるよう仕組みがやはり必要なんじゃないかなと思つてす。

では、具体的にどうするかといふと、これはなかなかいい知恵が私も浮かんでこなかったのですけれども、どういう形で公開するか。例えば、残留農薬がありますよというシールを張るのかというとなかなかこれも大変な話ですけれども、逆の意味で無農薬野菜というようなものもあるわけですから、そういうふうな形の、どうやって消費者に情報を与えるのかということについて厚生省としてどんなふうにお考えでしょうか、お聞かせいただきたいと思つてす。

○小林(秀)政府委員 国民の皆さんが農薬の入っているのは嫌だとかということから、農薬の表示ということに対して御期待されるというのはよくわかるのでございますけれども、食品中に残留する農薬の表示を行うという場合、まず、農薬は個別の農薬等により使用されるものでありまして、使用された農薬をすべて把握し、さらに流通の各段階を通じて管理した上で残留農薬を正確に表示するということは、実務上大変困難であるということでございます。

それからまた、国際的に見ても、添加物については表示を義務づけているものもございませぬし、残留農薬に関する表示を義務づけているところは見当たらないのであります。そういうこ

とから、すつと思ひ浮かぶ案ではありますけれども、なかなか実行できない案だ、かように考えておるところでございます。

なお、国民の皆さんが御心配されますので少しつけ加えさせていただきますと、厚生省の方では、食品を介して国民が農薬の摂取量がトータルとしてどのくらいになるのかというマーケティング方式による調査をした結果がございまして、それによりますと、農薬の摂取量は科学的な安全レベルであります一日摂取許容量の百分程度にすぎないと報告が出ておりまして、食品中の残留農薬が人の健康の確保の上で問題があるというふうには考えていないところでございます。

○福島委員 私もずっと勉強しまして、それはそのとおりかなというふうにも思つてすね、マスコミ等で非常に散発的に報道される報道がございまして、例えばお米に虫をつかしたら虫が死んでしまったとか、そういう意味で非常に不安をおぼるような報道というのは多々あるわけですね。ただ、なかなか正確な情報というのは伝わらないというか、そういうこともあろうかと思つてす。今おっしゃられるようなことは確かに学問的にはそうかなというふうにも思つてすし、正確な情報というものをできるだけ国民に伝えるような努力をしていただきたいというふうにも思つてす。

次に食品添加物、今回の法改正では天然添加物にも規制を上げようということ、私はそれは非常にそのとおりだなというふうにも思つてすのでございますが、この点について何点かお聞きしたいと思つてす。

まず、現在使用されている天然添加物というのはどのくらいの種類があるのか、またその安全性について確認されているのはどの程度になるのか。先ほど、ずっと昔から使っているから大丈夫だという話もあったのですけれども、例えば一九六八年、天然添加物は二百四十四種類しかありません。九四年には千五百一十品目にふえていた。昔から使っているというふうには決して言えないものはたくさんあるのだというふうには私思つてす。

れども、その点についてちょっと厚生省の御認識をお聞きしたいと思つてす。

○小林(秀)政府委員 お答えします前に、先ほどちょっと間違つたか誤解するような答弁があったので、直させていただきますと思つてす。表示の話ですけれども、国際的に見て、添加物についての表示の規定は外国にございまして、残留農薬についての規定はございせんということでございますので、直させていただきますと思つてす。

天然添加物として現在使用実態があるとして報告されたものは千五百一十品目でございます。先生お話しのように、最近大変ふえたのじゃないかというお話でございますけれども、この天然添加物の中には食料品というのがありますし、この食料品ですと、例えばお抹茶の粉だとかそれからオレインジの色だとか、そういうものも入っていますので、それは国民の選択が広がってきて、それから一方、天然添加物は安全ということで食品衛生法上も何の規制も受けなかったからたくさん出てきたというふうには解釈できるのではないかと、こゝ思つております。

その千五百一十品目の中で、法改正後も指定制度の対象とならない天然香料や、食品として使用されているものが含まれておりますので、これらを除きますと、約四百品目というものが安全性の確認をする対象になるのではないかと、このように考えております。

これらの品目につきましては、人の健康確保にとつて問題があるという個別具体的な知見の報告がないことから、その安全性に大きな問題があるとは考えておりません。しかし、添加物の安全性の確認につきましては、今後専門家の御意見を聴取し、できる限り早期に作業を進めることといたしておりますが、欧米における指定状況等から見ますと、約四百品目のうち三百品目程度につきましては、新たな試験をすることなく文献調査等により安全性が確認できるのではないかと、このように考えております。当面一つ一つ調べるといふ

のは百品目ということになるかと考えております。

○福島委員 安全性について問題があるという報告がない、ないから大丈夫だというのは、これは余り論理にはなっていないと思つてす。

私ずっと勉強してまして、例えばサポテンにつくカイガラムシからとった色素のクチニールなんというのがこの天然添加物にあるそうなんですけれども、カイガラムシというのは一体何なんだ、こゝ思ひまして、こういう全然わけのわからないという言い方をすると多分語弊があつて、こちらが知らないというだけなのかもしれないと思つてすね。それは、まねなものも一つ調べて報告書を書く人はいない可能性もあるわけでございます。ですから、ないから大丈夫だという論理は、これはないはずで、当面百品目調べるということになるのでしょうか。

この点について、例えば先ほどの、食と健康に關する懇談会の報告書では、添加物の新規指定や規格基準の迅速化、透明化のため、ガイドラインの制定等を行うべきであるというふうにも述べられておりますけれども、この点についても、どういうスケジュールで厚生省としては取り組んでいかれる予定であるのか、お聞かせいただきたいと思つてす。

また、迅速化を図らなければいけない、確かにいろいろなものがたくさんありますから、早くやらなければいけないということも事実ですが、単純に迅速化が簡略化になる、そうなるのはやはりいかぬだろうというふうにも思つてすので、その点についても御見解をお聞きしたいと思つてす。

○小林(秀)政府委員 既存の天然添加物の安全性の見直しにつきましては、対象としては四百品目になるものと考えておりますが、実際には百品目をきちんと調べるということになるかと思つてす。これらの添加物は、人の健康確保にとつて問題があるという個別データは今のところ我々も聞

いておりませんが、専門家の協力を得つつ、できるだけ早く安全性の確認ができるよう、まず努める所存でございます。

具体的には、天然添加物について専門家の協力を得てまず文献調査を行い、食経験の少ないもの等安全性の確認の必要性の高いものを優先的に選定したいと考えております。先ほども述べましたように、文献調査だけでなく試験が必要なものは百品目程度でございますということでございます。

次に、これらの品目について、反復投与毒性試験や変異原性試験等基礎的な毒性試験を実施することになりますが、できれば五年程度を目途に、基本的な安全性の確認に努めたいと考えております。

次に、食品添加物の新規指定等に関するガイドラインについて、指定手続等の迅速化及び透明化を図るため、平成五年三月、食品衛生調査会にその策定を諮問したところでございます。

その具体的内容につきましては、本年次中に成案を得ることができるよう現在調査会において審議されているところでありますが、新規指定添加物の要請の手続、それから要請の際に添付すべき資料の範囲、安全性試験の標準的な実施方法というもののから成るものではないか、こう承知しておるところでございます。

このガイドラインの整備によって、添加物の新規指定を要請する者にとっては、試験の実施方法等が明示されますので、結果として、必要な資料の収集の迅速化ができるということと考えております。

一方、個々の要望に添付された資料に基づく厚生省における審査は従来どおり厳正に行うものであり、ガイドラインの作成により、より一層科学的な評価ができるものと考えておりまして、安全性評価がおろそかになるものではないと考えておるところでございます。

○福島委員 ぜひしっかりとよろしく願っています。

また、情報公開ということを先ほどから繰り返して指摘されております。天然添加物についても新しく再評価をするわけですが、安全性試験の結果などにつきましてどのように情報を公開していくのかということにつきましても、御認識をお願いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 食品添加物の新規指定を含め、食品衛生調査会の決定の根拠となった安全性に関する資料等につきましては、従来より閲覧に供してきたところでございます。添加物の安全性に関する資料等の情報公開につきましては、今後とも、知的所有権に配慮しつつ、可能な限り対応するとともに、法改正を契機として、食品衛生調査会への諮問、答申の状況について説明の場を設ける等十分な情報提供に努めてまいる所存でございます。

○福島委員 続きまして、添加物の指定に当たった考え方、何をもって指定するのか。一つは安全性ということですね。安全でなければいけません。それからもう一つは、それを使うことによって消費者にとってメリットがある。四十年の基準でその二つのポイントがきちっと定められているわけですね。四十九年の基準、また五十六年のガイドラインで、安全性ということについてはさまざまな観点で、こういうことはチェックしないといふことが定まったのだというふうに私は認識しているのです。

ただ、最近利点ということに関して、本当にこういうものを認めて消費者にとって利点があるのかというところがあるのではないかと気もするのです。これはもう既に通達で改善されているというところは事実なのですけれども、例えば、刺身の色が悪くなるからそれを防ぐ鮮度保持剤であるとか、それから化粧野菜という話がありました。が、見ええをよくするとか、そういう添加物。確かにきれいに見えるからいいじゃないかという話もあるのですけれども、それはむしろ売側の論理であって、消費する側の論理ではないような気がするのです。

ですから、天然添加物を今回新規に指定していくわけですが、その指定するに当たって、本当に消費者にとってメリットがあるのかないのかということについてしっかりと判断していただきたいと私は思うのです。その点について、厚生省のお考えをお聞きたいと思っております。

○小林(秀)政府委員 食品添加物の新規指定の際の基準につきましては、昭和四十七年七月の食品衛生調査会の答申によりまして、一つとして、安全性が確認されること、二つ目に、添加物の使用が食品の腐敗を防ぐ等消費者に何らかの味の利点を与えるものであることと定められております。現在、食品衛生調査会において、食品添加物の指定手続等に関するガイドラインに関する審議の一環として、指定の基準についても議論がされているところでございますが、この基準については基本的な変更がされることはなく、消費者に利点を与えるものという基準は今後も維持されるものと考えております。

○福島委員 消費者の観点で、ぜひともよろしく願っています。次に、安全性の評価ということについて一点お聞きしたいのです。

黄色四号という添加物がありますね。勉強しましたら、これはアスピリンぜんそく患者へのアレルギーとなる可能性が指摘されているのだそうですね。私は、原著になる論文を見ていないので詳しいことはよくわからないのですけれども、例えば、化学物質に長期間暴露されていることによつてアレルギー疾患が起るのではないかとこのことを指摘する学者もいますね。ですから、安全性の評価の中で慢性試験というのがあるわけですから、従来の慢性毒性試験ではなかなかかわからないようなところもあるかと思うのです。アレルギーンとしての性格、例えば免疫学的な検査、そういうことも取り入れていく必要があるのじゃないかなというふうに思うのですけれども、この点についての御見解をお聞きたいと思っております。

○小林(秀)政府委員 食品添加物とアレルギー疾患との関連につきましては、今先生がお話されましたように、いまだ明確な結論が得られておりません。まだ基礎的な研究が行われている段階と承知をいたしておるところでございます。国際的にも、食品添加物のアレルギーを含む免疫系への影響について検査するための試験方法については、これもまた、いまだ明らかになっていないところでございます。

厚生省といたしましては、従来よりアレルギー疾患につき厚生科学研究等の研究課題の一つとして取り組んできたところでありますが、今後とも本分野における国際的な研究の動向等情報収集を含め、アレルギー疾患の発症機序や食物摂取との関係等の解明に努めてまいる所存でございます。

○福島委員 確かに学問的にいいますと、科学的に難しい点があるかなと思うのですけれども、ぜひとも研究に力を注いで進めていただきたいというふうに思います。

それから続きまして、添加物の表示の問題でございます。添加物の表示が九一年から全面的に行われることとなりましたけれども、それに対してさまざまな御意見が現実にはあるようでございます。例えば原材料と添加物の区別がつかないとか、表示免除が多いとか、一括表示されていて細かいことがわからないとか。

それから警告表示の問題でも、これはちょっとどうかと思うのですけれども、例えばアメリカでは、サッカリンが使われている食品に対しては、サッカリンは動物実験で発がん性が確認されている。——これは、発がん性はないんだという意見もありますから、どちらが正しいのかというところは若干エスチョンマークなのですけれども、この製品を使うことはあなたの健康に有害であるかもしれない、これは要するに警告表示がなされているというわけです。

それからアスパルテーム、これはソーフェニルアラニンが含まれているわけです。ですから、フェニルケトン尿症の人は摂取したらあかんわけ



ですね。今の表示では、アスパルテームというのは、「甘味料 アスパルテーム L-フェニルアラニン含有」としか書いていない。それに対してはきちっと、なぜいかにめのかということ、フェニルケトン尿症の方は使用しないでくださいときちんと書いた方がいい、書くべきであるという意見があるようでございます。

こういうふうには、たばこにも警告表示があるわけでございますけれども、クエスチョンマークがつくような添加物、例えば日本生活協同組合ではZリストなるものをつくって、これはやはりやめた方がいいのじゃないかということを主張しているわけですが、そういう指摘があるものについては警告表示なりをつけ加えるべきではないかというふうにも思うわけなのです。

いろいろと述べましたが、これらの点につきまして厚生省の御見解をお聞きしたいと思います。  
○小林(秀)政府委員 食品添加物の表示につきましては、先生御案内だと思いますが、平成三年度より、天然添加物を含め全面的な表示を義務づけたところでございます。

そこで、原材料と添加物の区分とか、一括表示の問題とか、警告問題について今御発言をいただいたわけですが、警告表示についてお答えをいたしますと、警告表示の問題につきましては、医学的な問題でもあり、個別に慎重に検討すべきものだ、このように考えております。いずれにいたしましても、添加物の表示につきましては、今後とも国際的な動向に留意しつつ、慎重な検討をしてまいる所存でございます。

なお、サッカリンにつきましては、当方が承知している段階でございます、人に対する発がんの危険性はないと国際機関において評価されているというふう聞いております。

それから、アスパルテームの問題につきましては、フェニルケトン尿症の方にはこれは有害になるわけですが、これにはフェニルアラニンを含むというふうに表示をすることになっておりまして、当然フェニルケトン尿症の患者さんには

フェニルアラニンと書いてあればそれでわかるわけですし、フェニルケトン尿症の患者の方には禁忌ですよという表示を書かなくともわかるということなんでしょうか、現にフェニルケトン尿症の関係の方から特にこれに関する御要望はないというふうに承知をいたしているところでございます。

○福島委員 では続きまして、今度は残留動物用医薬品についてお聞きしたいと思います。

先ほどの、食と健康を考える懇談会の報告書では、「抗生物質、合成抗菌剤は従来食品の規格基準として、食肉、魚介類などに含まれてはならないと規制されており、今後ともその規制を維持すべきとの意見もあったが、近年科学的知見の集積により、安全性評価に基づく残留基準値の設定が可能」となった。中略(他方、ホルモン剤、内寄生虫用剤などについては、現行では残留基準値が設定されておらず、必ずしも適切な規制がなされていない。というふう)に述べられておりまして、残留基準値を積極的に設定すべきであろうというふうな報告になっておるわけでございます。

抗生物質や合成抗菌剤は食品に多々使われているというふうにもお聞きしております。この点につきまして、動物用医薬品の使用状況について農水省の方にお聞きしたいと思います。今どの程度の使用状況でございましょうか。また、例えば歴史的な動向ですね、ふえているものなのか同じような状況なのか、その変化ですね、その点についてお聞きしたいと思います。

○青沼説明員 御説明申し上げます。  
動物用医薬品の使用状況及びその変化でございますが、動物用医薬品の販売高につきましては、畜産業の発展に伴いまして順調に伸びてまいりました。平成五年年度の販売高は七百四十一億円というふうになっております。動物用医薬品のうち抗生物質につきましては、平成二年の三百五十九億

円をピークにいたしまして、平成五年年度の販売高は二百九十五億円まで減少しているという実態でございます。

○福島委員 額ですのでもなかなかよくわからないのですが、単価の問題と使用量の問題とを掛け算するわけですから、実際にそれは使用頻度が減ってきているのだというふうに考えていいのでしょうかね、その数字は、なかなかはっきりしないかもしれません。

○青沼説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のように額でやっておりまして、数量について定かに調査いたしておりますが、物によっていろいろ変化がありますが、抗生物質等につきましては、ふえて、また減ってきているというふうな状況にあるのじゃないかというふうに思います。

○福島委員 それで、農水省が今まで医薬品の使用についてどのように監督されてきたのかということについてお聞きしたいと思います。

九一年度、動物用医薬品等に関する行政監察結果報告がなされておりますが、その中でどうい

うことが述べられているかといいますと、残留調査、これは厚生省が担当したわけでございますけれども、抗生物質が五・一％から発見され、廃棄処分とされている。また、なぜ発見されたかというところでございます。また、追跡調査をすると、使用禁止期間中、要するに出荷する前に余り使ったあかんわけですね、残るわけですから、その使用禁止期間中に使うなどの、使い方が正しくないと

いうことがわかった。食糧事務所の飼料の使用状況に関する巡回点検では、禁止期間中に与えるなどの農家が七・五％あった。これは指導によってだんだん減ってきておるといことも事実のようなんです。ただ、指導状況に関しては、地方農政局は食糧事務所の巡回点検を集計、分析して、家畜保健衛生所などの指導に役立てることにしているが、ほとんど活用されていないというふうなことが述べられているわけでございます。

この点につきまして、だんだん改善はしてきて

いるのかなというふうには思うのですけれども、現在の状況、その後の農水省の対応ということにつきましてお聞かせいただきたいと思っております。

○青沼説明員 御説明申し上げます。

過去において動物用医薬品の不正な使用が見られるとの行政監察結果報告がありました。その後の改善状況についていかがかという御質問でございます。

平成元年の行政監察におきまして、食肉中への抗生物質の残留が認められたことを踏まえまして、医薬品等の使用適正化についての指導のあり方、食肉衛生検査部局と家畜生産指導部局との連携強化及び要指示医薬品制度の遵守指導の徹底についての勧告がなされたところでございます。

農林水産省畜産局といたしましては、この勧告を踏まえまして、畜産局長通達等によりまして、動物用医薬品・飼料の適正使用に関する指導の徹底、残留検査体制の充実、それから衛生部局との連携強化等につきまして都道府県を指導したところであります。

また、これらの指導とあわせまして、生産者団体による自主的検査の奨励、獣医師の要指示医薬品の指示書の発行の適正化等、関係団体に対する動物用医薬品等の適正使用についての指導の徹底も図ってきたところであります。

このような対策によりまして生産者の衛生意識の向上等によりまして、これは厚生省の調査でございますが、厚生省が実施しております畜産物、水産物の食品中の残留有害物質モニタリング検査、この結果によりますと、検査が開始されました平成二年年度の残留割合、陽性率は一・六％ございましたが、以降残留陽性率は年々低下してまいりまして、平成五年年度には〇・〇七％と著しく低下した数値となっております。

○福島委員 着実な対応がなされているとお聞きしまして、安心いたしました。

しかし、若干まだ気になる点がございます。それは平成五年年度の屠畜検査ですね。豚の場合に、屠畜検査頭数九百九十九万頭に対してまして、



全部廃棄、全部捨ててしまうものが二万一千頭です。○一％ですが、非常に少ないことは確かなんですけれども、一部廃棄ですと千二百五十四万頭ですから六五％という数字になるわけですね。私、この数字、高いのか低いのか判断しにくいわけですが、やはり高いのかなという気がするのです。どうしてこんなに廃棄処分になるような豚が存在するのかわかりません。農水省の方にお教えをいただきたいと思っています。農水省の方、よろしく願います。

○青沼説明員 御説明申し上げます。

豚の屠畜検査における廃棄頭数の御指摘でございますが、屠畜検査成績を見ますと、一部廃棄のものは平成五年には六五・四％、それから全部廃棄のものが〇・一一％というふうになっておるわけでございます。

廃棄の原因を東京都の食肉衛生検査成績で見ますと、肺炎、胸膜炎等の呼吸器疾病及び肝炎、胃腸炎等の消化器病が大宗を占めておりまして、これらで全体の八六・三％を占めておりまして、この原因といたしましては、家畜の飼養形態が大きく変化しておりますが、多頭化、集団化等の密飼いという状況になっておりますが、これに伴いますストレス等の増大によりまして疾病に対する抵抗力が低下している、それで、従来は余り問題を起こさなかったような病原体の感染による日和見感染や混合感染、このようなことによる疾病ではないか、このように考えておるところでございます。

なお、屠畜場でのこのような廃棄頭数が多いという実態にかなりみましまして、これまで都道府県の家畜保健衛生所等を中心として、畜産農家に對しまして、肺炎等の廃棄の主要疾病の要因となつていてストレス防止のための、一つの場所にとくさん飼う密飼い等の解消や、清掃や換気を初めとする畜舎管理の適正化等飼養環境の改善、あるいは的確、効果的なワクチンの使用について指導をしてきているところでございます。

さらに本年度からは、新たに食肉衛生検査情報

報、屠場の情報等を家畜衛生分野の方にも迅速につなぎまして、その結果を見まして早期に診断する、あるいはそういうものの衛生検査指導体制を整備するというような事業、さらには抗生物質への依存を抑えた新しい衛生管理システム、こういうものの確立を図る事業を実施することとしたしております。

これらの事業を通じて、今後さらに疾病の効率的な発生予防対策が講じられるように指導してまいりたい、このように考えております。

○福島委員 大変な環境の中で豚を飼っているというところになるのかなと思うのですが、先ほど、残留基準を定めようという話が、密飼いで肺炎になった豚を安心して抗生物質を使って治して出そうという話になってしまつたところに話が逆転するのだらうと思うのです。むしろ、基準は決めるとしても使わなくて済むようなことですか、できる限り健康な豚、確かに豚は病気に弱いというふうに向つていられるのですけれども、健康な育て方をしたいのだというのがやはり本筋の論理ではないかと思ひますので、ぜひともその点、よろしく願ひしたいと思います。

それからまた厚生省にお話を戻しますが、この残留基準に關しましてどういふスケジュールで検討していられるのか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

○小林(秀)政府委員 残留基準と申されましたが、動物用医薬品の残留基準についてお答えすればよろしくございませうか。(福島委員「はい」と呼ぶ)

厚生省では残留動物用医薬品基準の見直しにつきまして、安全性評価のために必要な資料が整備されたものから順次、食品衛生調査会での意見を聞き、所要の手続を経て基準値設定を行うこととしております。昨年一月から、現段階で安全性評価に必要な資料が整備されたと考えられるオキシテトラサイクリンなど七物質について食品衛生調査会における審議が進行中でありまして、年内には基準値設定を行いたいと考えております。

○福島委員 また、国内の食品についてもそうでございますが、例えば九二年に東南アジアから輸入したエビから抗生物質が検出されたというようなことがあったようですが、輸入食品中の抗生物質のチェックについてもどのように行われているのかということにつきまして、先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、お願いしたいと思います。

○小林(秀)政府委員 輸入食品については、輸出国からの情報等を勘案をいたしまして違反の蓋然性の高い食品は、輸入届に指定検査機関等による抗生物質等の検査結果を添付させるよう指導することによりまして全数検査を実施をいたしております。それ以外の食品についても、抗生物質等に関する科学的かつ計画的なモニタリングを実施をいたしております。

これらの検査の結果、抗生物質を含有してはならないと規制されていることから抗生物質が検出されたものについては、積み戻し、廃棄等の措置を行い、輸出国政府に対しても原因の解明と残留防止対策を要請をいたしております。

○福島委員 では、次に栄養表示基準制度の改正について若干お聞きしたいと思います。

今回の改正で栄養学的に重要なカロリー及び四つの主要栄養成分の含有量が示されるようになってきたことは、飽食時代と言われる現代におきましては非常に適切な改正であるというふうに私は考えております。ただ問題は、消費者が栄養情報に的確に判断することができるとはどうかというところが非常に大切でございまして、栄養教育、国民の健康づくりということにおきましては、その点が非常に大切ではないかと思ひます。昭和四十五年から全国の保健所で保健栄養学級が実施されていふというふうな書いてありましたけれども、この栄養教育というところにつきまして、今後どのように充実し、また展開していくつもりであるのか、厚生省のお考えをお聞きしたいと思います。

○松村政府委員 昭和四十五年から保健所におきまして実施してまいりました保健栄養学級でございますが、これは平成二年に、対象を組織活動のリーダーや成人病に對して特別の指導を必要としている方から拡大をいたしまして、地域一般住民、こういう方々も加えることとしたところでございまして、名前の方も新たに「食と健康教室」といたしまして、地域特性に応じました、地域住民の日常生活に即した指導を行つてきておるところでございます。今回の改正によりまして栄養成分表示の啓発につきましても、今後この「食と健康教室」の中に取り込むこととするなど、その内容を充実させてまいりたいと思つております。

また、今後の展望ということでございますが、実は平成六年に地域保健の見直しの一環といたしまして栄養改善法の改正が行われまして、一般的に栄養指導につきましては住民により身近な市町村で行う、こういう改正が行われたところでございます。今後、国民の多様化したニーズに対応するために、専門的な栄養指導を行う保健所、これと連携をいたしまして市町村に管理栄養士等の配置を促進いたしまして、市町村保健センターを中心としたきめ細かな栄養指導がなされるよう努めてまいりたいと考えております。

○福島委員 時間も残り少なくなりましたので、最後に大臣に一点お聞きしたいと思います。

戦後五十年、日本は大変経済的に発展いたしました。しかし、得るものも多かったけれども失うものも多かったというのも事実ではないかと思ひます。例えば、白砂青松と呼ばれるような日本の大変美しい国土、今は探さないとないという時代になってしまいましたし、そしてまた大変健康にいいと言われました日本食も、今の日本の食品を見てみるとその六二％は輸入品であるし、そしてまた、その食品の中には残留農薬の問題もあれば添加物の問題、さまざま問題があるわけですね。飽食時代だというふうに言われます、豊かだと。今回の法改正でさまざまな、安全面とか一定の

前進がなされるのだろうと思うのですけれども、しかし本当にこういうことではないのか、我々は豊かな食生活をしているのかなというふうに時々自問自答するわけでございます。この点につきまして、大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○井出国務大臣 日本人の食生活、私自身の幼少のころに比べて、あるいは時々外国へ行く機会もあるのですが、質量ともにこんなに豊かではないのかと思うくらい豊かになったことは私は事実だと思えます。しかしその一方、今福島さん御指摘のような輸入食品の増大や食品の安全性の問題の複雑多様化など、食と健康をめぐる諸状況が大変変化してきておりまして、そんな中で、国民の皆さんが食生活に對し十分な安心を得るに至ってはいないのではないかという懸念も感じるところでございます。

さらにまた、例えば果物とかあるいは野菜あるいは魚介類についても言えるかもしれません、何か季節感がなくなってしまうとして、いつでも口に入る。本當にうまいという印象に残っているのは、むしろあの非常に物資が乏しかったころや、口に入れることができたときの方が、私自身、何か印象強いものが残っているということを考えて、やはり確かに飽食の時代ではあります、これでいいのかなと思うこともまた一方、事実であります。

○福島委員 では、以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○綱岡委員長代理 五島正規君。

○五島委員 まず大臣にお伺いしたいと思うのですが、大臣は先日WHOの総会に御出席なされたわけではございません。御苦労さまでございました。今日、食品中に多数の化学物質が残留農薬や汚染物質として残っている。それに対して、国民が大変不安を持っているわけでございますが、この化学物質の安全評価について、国際的な協力の枠組み、またその中で我が国の果たす役割、具体的に言えば、物質の毒性の評価などにおいて我が国がリーダーシップをとる必要があるのではない

か。そのことがやはり期待されていると考えるわけでございますが、この点について、WHOからお帰りになりました大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

(綱岡委員長代理退席、鈴木(俊)委員長代理着席)

○井出国務大臣 ジュネーブで今月の二日から開催されておりますWHOの総会に政府を代表して出席してまいりました。与えられた十分間の演説だったのですが、その中でも、このWTOスタートに伴い、いよいよWHOの役割は重くなった、頑張っしてほしいという激励も、また期待も表明してまいりました。

それはそれといたしまして、食品に残留する添加物や残留農薬等の化学物質の国際的な安全性評価につきましましては、国連の食糧農業機関、FAOと世界保健機関、ただいま申し上げましたWHOの共催によりまして、毒性等の専門家から成る委員会が定期的に開催されております。我が国からも国立衛生試験所やあるいは大学の専門家の先生方が参加する等、化学物質の国際的な安全性評価に協力してきた、またしているところでございます。

厚生省といたしましては、引き続き、我が国の専門家のそういった国際会議への派遣に協力するとともに、食品に残留する化学物質の人体に与える影響に関する調査研究等を推進して、その成果を国際的な場へ提供するなど、国際的な安全性評価に一層の貢献を行っていく責任があるし、またやらなくてはならぬ、やっていくつもりでございます。

○五島委員 残留農薬の問題、あるいは汚染物質や重金属の問題等々が食料品にはあるということに對しての国民の不安は大変大きいわけでございますが、そうした中で、今回の改正あるいは厚生省の方針としても、この残留農薬の問題についてどのように規制していくのかということが大きな問題となっているわけでございます。この法案の審議の中で

附帯決議が出されておまして、そして、残留農薬基準の整備について要請があるわけですが、その中において、具体的に「将来的に環境が整えば、現在、食品添加物の規制で導入されているポジティブリスト制の導入を検討すること。」という附帯決議が参議院でつけられたわけでございます。

具体的にどういう環境が整備されたらそうできるかということがこれからの問題かというふうに思うわけでございますが、各国を見ましても、この残留農薬の規制方式につきましては、アメリカなどでは、基準設定農薬数は、約三百の農薬について基準設定をしており、その基準設定がされていないものについては基本的にその流通を一部規制するという、いわゆるポジティブ方式という方法を採用しておりますし、またカナダの場合も、二百八十の農薬について基準設定を行い、そしてそれ以外については、基準未設定の農薬についてはO・ppmを超えて残留した食品については流通を規制するという、いわゆるポジティブリストを採用しているわけでございます。

我が国におきましても、やはり我が国の農産物の基準値がないものに対して、それが野放しになるということの不安が大変強いございます。したがって、我が国においてもこのポジティブリストを採用するようにと多くの消費者団体等が主張なさっているわけでございますが、厚生省の方は、これは困難である、当面二百程度の残留農薬を策定するのだというふうにおっしゃっているわけでございます。しかし、現在我が国には百三の基準設定農薬数がございますし、あるいはそのほかに、いわゆる登録保留基準値を持っているもの、あるいはコーデックスでADIが設定されているという農薬もあるわけでございます。

そういうふうなものをあわせて考えてまいりまして、国際基準と我が国の登録保留基準とが非常に大きく食い違ふもの、あるいはまだその両者の間の、我が国も持っていないし、あるいはコーデックスのADIも設定されていない、あるいは

登録保留基準にもないといったようなものを中心としてその二百の残留農薬を設定していくとするならば、そのポジティブリストを採用することが十分に可能でございますし、それにカナダ方式の足切り方式というものをつけ加えるとするならば、まずポジティブリストに近いものを現在でも作成することは不可能ではないと考えるわけでございます。なぜそれができないのかということについては、だれもが考える大変な疑問だろうというふうに思っています。

そうしたことを考えてまいりますと、例えばこうした方法が採用できないのは、現在の農薬取締法上、その前提となっている我が国のADIの評価に問題がある、あるいはその定期的見直しが出ていないといったような問題点があるのか、あるいは農産物の残留基準値で有意の値が決められているものの中で非常に厳しいもの、あるいは非常に緩やかなものとの間における、諸外国との間の落差が大き過ぎるというふうなことがあるのか、という疑問も出るわけでございますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○小林(秀)政府委員 お答えいたします。登録保留基準とか国際基準、それからカナダ方式を組み合わせて、残留農薬の規制方式としてポジティブリスト方式を導入できるのではないかと、御質問でございますが、それぞれにつきまして問題点がありますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、登録保留基準を残留基準として採用することにつきましては、農薬取締法の登録保留基準は、国内で使用する農薬について、農薬製造業者等から申請のあった国内における適用作物、使用方法を前提として、一日摂取許容量、ADIを上回らないように、またできるだけ低い値を設定するようにされていると聞いております。一方、食品衛生法の残留農薬基準は、公衆衛生上の観点から、国内外における農産物の一般的な使用方法を考慮し、食品に残留しても安全な量を設定するものであり、違反するものは国産品、輸入

品にかかわらず、残留する食品の流通を禁止するものであります。

したがって、登録保留基準をそのまま残留農薬基準として採用することは、同基準が国内の農薬使用を前提としており、国産、輸入品を問わない食品の安全性確保の観点から策定されたものではないので、食品流通を規制する基準としては基準の性格上不適切であること、それから食糧輸入の障害となり、食糧の海外依存度がカロリーベースで平成五年度で六三％となっている日本の現状では、国民への食糧供給を困難にすることなどから適切ではない、このように考えております。

また、国際基準をそのまま残留農薬基準として採用することにつきましては、我が国としても、農薬の安全性等につき科学的に評価する必要があると考えていること、それから我が国の食品摂取の実態が、例えば米やリンゴの摂取量が多いことなど、国際的な食品摂取の実態と大きく異なることなどから、国民の食品を介した農薬の摂取量が、計算上科学的な安全レベルである一日摂取許容量を上回ることも多いことなどから、農薬の安全性等に関する評価を行わず、直ちに国際基準を採用することは適切でないと考えております。

さらに、カナダにおいて採用されている、基準がない農薬については一律に〇・一ppm以下という基準を設けることにつきましては、現に基準を設けている百三農薬のうち、四十二農薬について〇・一ppm未満の値や不検出の基準を設定していることから、個々の農薬ごとに安全性等を評価せずに基準を設定することは適切でないこと、またカナダは食糧自給国であり、かつ主要農産物をカバする二百八十農薬に基準を設定した上でその他の農薬について〇・一ppm以下の基準を設けており、百三農薬しか基準のない日本の現状でカナダ方式を採用することは、食糧供給と安全性の確保に問題があることから適切ではないと考えております。

このようことから、厚生省としては、欧州で

多くの国々で採用されている現行方式の通り、少なくとも二百農薬程度まで基準整備を行うことによって主要な農薬について規制を行い、食品の安全性確保に努めてまいりたいと考えています。

〇五農委員 ちよっと今の説明は誤解があるのではないかとと思うのですが、残留農薬基準については百三あるわけですが、このうち国際基準と同じものは約六六％ですね。そして、国際基準より厳しいものが二％、国際基準の方が厳しい、すなわち日本の方が緩やかなのが約一二％あるわけで、我が国のADIの設定の仕方によってここに格差が出てくるのは当然でございます。

ADIというのは基本的に一日摂取の無作用量の百分の一ということを決められているわけですから、その登録保留基準もADIで決められている限り、食生活の変化その他において見直しというものは当然あるわけですが、そういうふうな手直しがきちっとされているとするならば、登録保留基準をやったとしても、それは一応暫定値としては十分有効であるはずだし、そしてそれが余りにも国際基準とかけ離れているものがあれば、そのところについてきちっと見直しをやっていけばいいのではないかとというふうな理屈になるだろうというふうに思います。

それからまた、今おっしゃいましたが、じゃアメリカは何ぼの基準値を設定しているかといったら三百農薬だと。カナダは、今小林さんがおっしゃったように二百八十の農薬について基準値を持っている。日本の場合は百三の農薬しか、いわゆる食品衛生法に基づくところの基準値は設定していないわけですが、今厚生省がおっしゃっている二百の農薬を新たに設定するのなら、若干の百三の中の見直しの部分も入るかもわかりませんが、三百ぐらいの農薬になるわけでございます。十分ポリリストを採用することが可能ではないかというふうにお話ですね。

それで、今の小林さんのお話であれば、じゃ参議院の附帯決議に出されました、環境を整えればポリリストに移行しろということについては、その

参議院の附帯決議の言う「環境を整えれば」というのは一体どういうものとしてお考えなのか、そのところをちよっとあわせて伺いたいと思います。

えらいもたもたしているようですが、後で答えてもらって結構ですから、時間がございませぬので、次の質問の方から、できるだけ小林さん以外の方にお答えいただくところから質問をさせていただきます。

今各地の衛生研究所などで実測されている残留農薬濃度と、それから残留基準値の間にはかなり大きな格差がある場合があるわけですが、その実測値をもとにしてこのADIというものをもう一回見直す必要があるのではないかとこのように考えるわけですが。

とりわけ、もう一つ、このADIというのは何かの科学的な根拠が医学的にあるかと言われたら、もうお互い困るわけですが、これは一般的に無作用量と言われている、無作用量自身も非常にあいまいな概念ですが、百分の一ということでは設定されているわけですが、物質によっては、やはり乳幼児であるとか、あるいは妊娠中の女性に対しては百分の一でなくて千分の一という数字を用いるということが必要ではないかという議論もあるわけでございます。それで、安全性あるいは遺伝子に対する催奇性、まあ発がん性とイコールと考えてもいいかと思いますが、それらの問題を考えた場合、こうしたADIというものを大人から子供までいって一本で決めてしまおうというやり方で、果たして消費者の不安感が解消できるものだろうかとか私も考えるわけですが、その辺をどうお考えなのか。

さらに、食品や飲料水の中における発がん物質のコントロールというのは総合的な対策の中でどのように位置づけられているのか、この辺について保健医療局長の方からお答えいただきたいと思ひます。

〇小林(秀)政府委員 お答えいたしますが、たくさん質問されましたので、ちよっと私の方で質問

がよく理解できなかった面がありますので、間違っていましたら、また……。

まず最初に、先ほどの附帯決議との関係で、どういう段階になったらポジティブリスト化できるのかというお話でございますが、私どもとしては、まず残留農薬基準があるものが実際のどの程度使用されているのか、そういう問題、それから内外で使用される農薬がどんなふうにも国際的に動いていくのか、それから外国の規制もどうしているのかとか、それからもう一つは我が国の食糧の自給というものがどういう状況かということをお断りして検討していくべき問題だ、このように考えておるところでございます。

次に、各衛生研究所で残留農薬濃度が出ます、それと実際の残留農薬の基準との間に格差があります。そういうことからいきますと、実測値をもとに基準値を見直すべきではないか、こういうお話かと思いますが、先生御指摘のとおり、市場で販売されている農産物に残留している農薬の量は、基準値に比べますと相当低いものと考えております。このような結果が得られているのは、残留農薬基準の整備に伴う検疫所における輸入農産物の検査や、それから農林部局による国内における適切な農薬の使用の方法等の徹底等によるところもあるのではないかと考えております。

しかしながら、残留農薬基準は、科学的な安全レベルである一日許容摂取量を上回らないように農薬を適切に使用した場合の農作物への残留量をもとに策定することが国際的に採用されており、我が国においても同様の方法によっているところでございます。

それで、先生が申されました一日許容摂取量、ADIの話でございますけれども、ADIにつきましまして、これは日本であれ海外であれどこであれ、これは農林省さんがおやりになられたとしても厚生省がやったとしても、全部動物実験からやるものでございまして、世界みんな同じやり方で同じデータになる、私どもはこのように考えておるところでございます。問題は、後のADIと残

留農薬基準の乖離のことは、各国によっていろいろ違いますが、A D I 自体は各国共通だと我々は考えて対応しているところでございます。

○五島委員 いや、そうであるから、その登録保留基準の農薬につきましても、先ほど局長がおっしゃったように、A D I に基づいて決定されていても、もちろん食生活が変わればトータル一日摂取量がその食品にどれだけ許容できるのかというのは変わってくるわけですから、その辺の見直しが必要なのは言うまでもないと思いますが、少なくともA D I を軸としてその安全率を見込んだ形で決められている。その枠の中に入っているものであるとすれば、例えば具体的な例を挙げれば、日本の場合には米をたくさんとる、したがって、米を通じて入ってくるある種の農薬についてその割合を大きくとっていくとすれば、当然そのほかの小麦その他については厳しい基準値を設定せざるを得ない。これは当たり前のわけですね。

そういう形の中で、登録保留基準も決められているとした場合、それは基本的には、考え方としては残留農薬基準の考え方とそれほど大きな違いがあるわけではない。残留農薬基準の場合だと、国際基準と比較して、今私が言ったような理由から高いものもあれば我が国の方が非常に緩やかなものもあるわけでございます。そういう点からいえば、とりあえずの間、登録保留基準を準用したりしていくということが非常に問題がある。私は必ずしも思わないし、またその数値が国際基準との間において余りにも大きくかけ離れているものがあるならば、そこそこはもう一度きちっと見直せばいいじゃないか。そうすれば、ポジリストしていくという前提のもとにおいて、現在百三ぐらいの農薬ですが、あとそういう形でいけば十分な農薬の登録というものが、基準値の設定ということが可能なのではないかと、そのように申し上げているわけですが、その点はどうなんですか。

○小林(秀)政府委員 先ほどの答弁の繰り返しになるかもしれませんが、登録保留基準の考

え方が、私は、先生がおっしゃっているのと実態とは違うのではないかと感じがします。

といいますのは、登録保留基準はいわゆる申請主義なんです。だから、農薬メーカーさんが、農薬をつくりました、このつくった農薬をこういう使用方法で使います、そうすると作物にどの程度の農薬が残ります、こういうことに基づいて申請をされるわけです。それで、受け手の方の農林省の立場から言われれば、その農薬のA D I、A D I は動物実験で出せますので、まずA D I を測定をして、このA D I に沿って数値を決めるのではなくて、A D I を超えない範囲、それは当たり前なんです。危険性のある農薬でしたら、これはもともとA D I より上に行ってしまうかもしれない。しかし、農薬を開発するときには、当然A D I よりもはるかに低いことを期待をしてつくられるわけですから、農薬メーカーさんから見れば、結局A D I よりもはるかに低い使用量でもって、そして作物に残っている状況で保留基準が決められる。

ですから、この保留基準というのは、国内の登録された農薬を日本国内で使うという、日本の場合、そんなに暑くもない、管理も行き届くようなところでつくった場合にうまくいくというときの保留基準ですから、これを食品流通の、我々が流通だとかいうのを規制するときの残留農薬の基準として使うというところは、いい農薬であればあるほどここは乖離があるわけでございます。それを御説明申し上げたわけでございます。何とぞ御理解をいただきたいと思う次第です。

○五島委員 登録保留基準、我が国で登録保留されているもののうちで国際基準のあるものが幾らぐらいあって、そして国際基準よりもはるかに厳しいもの、それから同じもの、あるいはほぼ同じもの、あるいは非常に緩やかなもの、その比率というのはわかりますか。

○小林(秀)政府委員 厚生省では今のところ持ち合わせておりません。

○五島委員 厚生省がそのデータがないということじゃ困るわけで、そういうふうなことがないままに今局長が言われたようなことをおっしゃったのでは、これは消費者の皆さんは、なぜ厚生省は安全を軸にしたポジリストを採用しようと思わないのかという不信を持たれることになると思います。今、データがないとおっしゃっているものを言っても仕方ありませんが、それは早急にそこをききと整理した上でデータを、私どもだけでなく国民にも見えるような形で、そこそここの情報というものはきちっと公開していただきたいというふうにお願ひしておきます。

データがないとおっしゃるので、時間もありませんので次の質問に行きます。

先ほど福島議員の質問に対してもお答えになっていたわけですが、私はちょっとアバウトな質問になるかと思いますが、魚肉や食肉に残留する抗菌性物質について私の方からも少しお伺いしたいと思うのです。

魚肉や食肉などの抗菌性物質の残留基準をつくる場合に、確かに残留基準をつくるという考え方は農薬と同じように入ってくるわけでしょうが、これは何かから入ってくるかといえば、ほとんどの場合飼料などに混入された抗菌性物質が出てくるわけですね。

ただ、この抗菌性物質の性質からいえば、基本的に、よほど一部のものを除けば、投与されてから後、一定の時間がたてば排せつされるといのが基本だろうと思うわけです。それが排せつされていないというところは、やはり食用に供される直前までずっと投与されているのか、あるいは不必要に極めて大量に投与されているのか、そういうことがあるのではないかと考えています。そのあたりは当然農水省の方も具体的に畜産業者なんかに対して指導しておられるのでしょうか、なぜ、食肉や魚肉の中に残留基準をつくらないといけないようなほど、それが残留するようなところを飼育の方法を認めておられるのか、そこを何とか改善していくことは不可能なの

かどうかということについてお伺いしたいと思います。

○青沼説明員 御説明申し上げます。

畜産物、水産物に使用される抗菌性物質の適正な使用についてでございますが、現在、畜産業、水産業に使用されている抗菌性物質は、病気の治療、予防を目的とした動物用医薬品と、先ほど先生からお話ございました、飼料が含有している栄養成分の有効利用の促進等を目的とした家畜の飼料添加物である抗菌性物質等がございます。これらは、食品衛生法に基づきまして、食品の規格基準において食肉や魚肉、魚介類等の食品中に含まれてはならないということになっております。

このために、抗菌性物質のうち、抗菌性動物用医薬品につきましては、まず、製造承認申請に際しましては、残留に関するデータを添付させまして、中央薬事審議会における厳密な審査を行いついて、適切な使用方法の設定等を行っております。また、動物用医薬品のうち病原菌に耐性が生じやすいものにつきましては、やはり薬事法の規定に基づきまして要指示医薬品として指定しております。これは獣医師の処方せんの交付または指示書がなければ販売ができないというような規制になっております。

さらに、畜産物の安全性を確保する観点から、抗菌性動物用医薬品につきましては、薬事法の八十三条の二という規定でございますが、これによりまして、使用できる対象動物、それから用法、用量、使用禁止期間など、使用者が遵守すべき基準を定めて、使用者に適正な使用を義務づけております。

いずれにしても、以上の規制措置を遵守させることが実は極めて重要でありますことから、薬事監視員によりまして動物医薬品販売店等に対する立入検査、あるいは家畜保健衛生所職員による生産者に対する巡回指導等によって徹底を図っているところでございます。

農林水産省といたしましては、安全な畜産物、

水産物を国民に対して安定的に供給していく観点から、引き続きこれらの規制措置を的確に運用していくとともに、動物用医薬品等の適正使用が図られますように指導徹底をしてまいる所存でございます。

○五島委員 先ほどの福島議員の御質問に対する回答の中でも、大量の豚の廃棄というものが指摘されたわけですが、それが結果的には、やはり飼育方法に問題があり、それによっての家畜の健康障害あるいはストレス、あるいはその予防のためとか考えようのない形でのそういう飼料の中に含まれている等々の問題があるのだらうと思いますが、肝臓疾患といったようなことが原因だという指摘なわけですね。

そういう家畜の飼育、あるいは魚などもそうでしょうが、そういう畜産なら畜産方法の中における問題点というものが、どの程度まで整備することによってこうしたものを減らすことができるかという観点から、やはり一定の指導がないと、肺炎であるとか胸膜炎であるとか、あるいはそういうふうな不潔な飼育の中で疾病がふえてくるとすれば、それに対してますます抗菌剤を投与しないといけないというふうなイタチごっこになることは当然であって、その結果として、結果的にそういう食肉やあるいは魚肉の中にそうしたものの残留がふえて、その残留基準をつくっていくというふうなばかげたことをしなければいけないのだらうというふうな思っているわけなので、その辺についてやはりきちっと、それをできるだけ避けることができるような飼育方法ということを考えていただかないと、いわゆる製薬メーカーやそういうふうなところだけの問題ではないように思うわけです。

ついでにちょっとお聞きしておきたいのですが、動物に投与している、これは肥育や何かの目的もあるのですが、ホルモン剤、これはちょっと抗菌剤なんかと違いまして、ひょっとするとこれは、それを摂取する人間にも影響があるかもしれないという危険性ははらわかなという感

じを持つわけですが、動物に投与しているホルモン剤を天然型と合成型に区分して規制しているわけですが、ホルモン剤を天然型と合成型とにわざわざ区分しているその理由は何なのか、お伺いしたいと思います。

○青沼説明員 御説明申し上げます。ホルモン剤には、家畜や人の体内に存在いたしますホルモンと全く同一のものでございます天然型のもので、天然には存在しない合成型のものでございます。薬事法上、動物用のホルモン製剤につきましては天然型と合成型を区分して規制いたしている事実でございます。

なお、動物用医薬品については、薬事法に基づきまして個々の品目ごとにその有効性と安全性について中央薬事審議会の審議を経た上で承認いたしておるわけでございますが、現在我が国で動物用医薬品として承認されているホルモン製剤の中で、治療用を除けば、卵胞ホルモンと黄体ホルモンを成分とする天然型の肥育用ホルモン製剤のみでございます。一方、合成ホルモンの製剤につきましては、我が国においてこれまで承認の申請がないという状況でございます。

○五島委員 外国から入ってくるものについてもそれは分けてないのですか。

○青沼説明員 御説明申し上げます。

外国から来るものも分けてございません。○五島委員 次の質問に移りますが、我が国の残留基準値というものは、もちろん国際基準に比べて厳しいものもありますし、緩やかなものもあるわけですが、ハウス園芸食品等についてはヨーロッパの水準や国際基準に比較して、比較的緩やかなものとなっていると思うわけです。これはA・D・Iという概念で見ると、一日の摂取総量の中におけるそれぞれの食品からの摂取ということですから、そのことをもって日本の方が危険だとか何とかということにはならないという理屈はわかるわけです。

ただ問題は、そういうある特定のものに対して国際基準より物によってはかなり緩やかなもの

に、五分の一とかいうようなものもあるわけですが、あるいはこれは農業の残留基準ではありませんが、重金属等についても日本の場合、国際基準に比べると緩やかなものもあるわけですから、そういうふうなものが存在することによって、国際的な取引の中で欧米間において取引できないというふうなものが、日本はそれを認めているということによって日本に出回ってくるということによって、結果的に日本の消費者や生産者にダメージを与えるということが起こるという心配があるのではないかと。杞憂に終わればいいわけですが、そういうふうなことも心配するわけでございますが、その点はどうかでございますか。

○吉村説明員 御質問の、国際基準と国内の基準が、国内基準の方が緩かった場合に、その基準の差を利用して海外農産物の流入があるのではないかと、これは仮定の問題としてでございますが、私、大変お答えしにくいわけでございますが、今のところ、国際的な農産物の輸入を左右する要因として農業の残留の内容が問題になっているというところはございませんので、そのことをもって国際的な農産物の流入が加速されるということとは、今のところ余り——ほかの要因の方が大きいのではないかと——はかの要因の方が大きいのではないかと考えております。

○五島委員 今のところそういうことはないというところですが、やはり将来的な問題としてその観点からの監視も続けていただきたいと思っております。もう一つ、質問を変えますが、WTO協定のうちSPS協定に基づいてコーデックスの持つ意味が著しく重要となってきたわけですが、コーデックスの会議資料というのは外交上の秘密文書ではなくて、公開文書がほとんどであると承知しているわけですが、こうした文書はどのように公開されるのか。

それから、あわせてもう一つ、食品衛生調査会で結論が得られた後には、食品衛生調査会での資料の閲覧が可能であるというところは承知してはいますが、多くの消費者団体は、こうした食の安全と

いう問題について言えば、調査会が結論を出す前、それ以前の段階での情報の公開というものが大変求めているわけでございます。最終段階の結論ではなくて、その前の研究会とか部会とか、結論が出る前にそうした議論の内容というものを消費者に周知して、消費者の意見が聞けるというふうな方法も考えるべきではないかというふうな思っているわけですが、情報公開の問題に関連して、その点についてお伺いします。

○小林（秀）政府委員 WTO協定のSPS協定において、各国の衛生植物検疫措置を、原則として、コーデックスが策定する国際基準に調和させる等とされたことから、コーデックスの重要性が増大していることは先生御指摘のとおりだと承知しております。

コーデックスの会議資料につきましては公開する取り扱いとされているところであり、厚生省においても、希望があれば閲覧できるものとしてきたところでございますが、消費者の関心の高まりに対応し、さらに情報の入手が容易になるように情報提供を推進する必要があると考えております。

また、先ほどもお答えをいたしました食品衛生調査会の件でございますが、その審議に用いられた資料については、今までは審議が終了した後、原則として、閲覧可能な取り扱いをしてまいりました。しかし、法改正を契機として、今後は調査会の審議が終了した後でなく、その前の部会報告など中間取りまとめの段階で、知的所有権に配慮しつつ、関係資料を公開することについて我々としては今具体的に検討をいたしておるところでございます。

また、消費者等に対しましては、よりわかりやすい形で情報提供する。このことは、情報はありましたよ、印刷、これを見せて、当然これで消費者は知っておって当たり前というふうな態度をとってはいけないということから、よりわかりやすい形で提供し、そしてコーデックス委員会の活動状況や食品衛生調査会の諮問、答申について説



明する場も設けることについてさらに努力してまいりたい、このように思っております。

○五島委員 中間段階で消費者団体にもそういう情報が提供されるように努力されるというのは非常に歓迎したいと思うわけですが、もう一つ、やはりこのコーデックスや食品衛生調査会などの細かい専門別に区分されたそういう議論というのは、非常に消費者にとってはわかりにくい場合もあり得るかというふうに思うわけです。

そういう意味では、状況状況によって違ってくると思いますが、年に一回とか二回、食品の安全についての活動状況というものについて行政が報告して、また消費者の意見を聞くといったそういうふうなシンポジウムというふうなものを、これはやはり食料品というのはだれにとっても一番根源的なものですから、その安全性について消費者団体からの意見を聞き、また消費者の信頼を勝ち取る、そういう意味からも、このWTOの協定によってこれから大きく変わってくる時代においては、予算もかかることでしょうが、持つべきではないかというふうに考えるわけですが、その点についてどうお考えか。

それから、あわせてもう一つ、これはお答えいただきたいのですが、たしか食品衛生調査会へ消費者代表を委員に割り当てるといふような方向を厚生省はお決めになったと聞いておりますが、その割り当て数や選定時期、どういふふうにお考えになっているのか、この二点について伺いします。

○小林委員 政府委員 食品衛生行政に消費者や生産者などの広範な国民の意見を反映させることは大変重要と我々も考えておるところでございます。今回の法案策定に当たっても、各種の説明会等を行い、消費者団体等から広く意見を伺うなど、努力してきたところでございます。今後、法改正を契機として、消費者等に対し、よりわかりやすい形で情報提供を進めるため、コーデックス委員会の活動状況や食品衛生調査会の諮問、答申などの状況について説明の場を設けるなど、さ

らに努力をしてまいる所存でございます。

また、食品衛生調査会への消費者代表の参加についてのお願いでございますけれども、この食品衛生調査会への消費者代表の参加につきましては、法改正成立後速やかに検討を行い、今年度中に消費者の御意見を取り入れられるよう、広い範囲の中から委嘱を行うこととしております。

なお、人数につきましてはございしますが、消費者と生産者のバランスや、調査会における専門的な審議事項とかかわりなど、調査会全体のあり方にも関係することから、調査会の委員長等にも相談をして検討してまいりたい、このように思っております。

○五島委員 当然でございますが、実際に消費者の意見がこの食品衛生調査会に反映できるように、その点は十分に御配慮をお願いしておきたいというふうに思います。

今回のこの食品衛生法の改正ですが、もちろんこの改正そのものが現状を悪化させるような内容というのはいくつも見られないわけですが、お話を聞いていても、参議院において野党一致して、質問者のお話を聞いてみると、ポジリストの問題等について御指摘があるわけですね。そこにやはり、何か日本の中において国際化していく中において最も根源的な食を通じての健康という問題に不安が残るのではないかと、そういう消費者の不安というものを代弁した形で、皆さん御質問なすつたと思うわけです。

そういう意味でいえば、ポジリストをつくれればそれがすべて解決するとは決して私は思いません。しかしそこには、やはり消費者としては一つのきちんとした、日本が自国の国民の安全というものは第一義的に守っていくんだということを明確にできるようなことが、システムの上でほしいというあらわれだと思えます。

そういう意味では、その点について、私は、先ほどの小林局長の御説明では十分消費者が納得できるような内容ではない。やはり、参議院の附帯決議にもあるように、早急に具体的にそれができ

るような環境は何なのかということをお検討いただきまして、その方向を進めていただきたいと思えます。

最後に、もう一度大臣にお伺いいたしますが、先ほど大臣も御指摘になっておりましたが、コーデックスはFAOやWHOの合同で運営されているわけですが、厚生省としては、WHO側に対してどのように、その強化策といえますか、WHOのそうした面における活動の強化策を講じてこられたのか。また、WHO、あるいは二国間のレベルにおける食品安全の国際協力というものが個々にこれから大事になってくると思えます。そういうふうなことにについての基本的なお考えをお伺いしたいと思います。

○井出國務大臣 お答えを申し上げます前に、今五島委員御指摘の国民の皆さん方の不安が一掃されるように、我々一生懸命努めなければならぬというのをあえて申し上げておきたいと思えます。

さて、SPS協定の締結により、コーデックスの重要性は一層増大してまいったわけでございますが、これに対応するため、厚生省といたしまして、コーデックスへの取り組みをより強化していく必要があると考えております。このため、今年度末にはコーデックス アジア地域調整委員会を東京で開催することといたしました。さらにまた、WHOのコーデックス事務局に、SPS協定の発効を機に、実は昨年の年末、十一月から十二月にかけてございしましたが、二名の厚生省職員を出向させる等、積極的な貢献をいたしますようか、対応を今行おうとしておるところでございます。

さらに、二国間協力についてでございますが、これは、我が国のみならず世界の人々のための食品衛生を向上するという観点から、現在国際協力事業団を通じて、タイに対する食品衛生強化プロジェクトを実施、協力しているほか、国際厚生事業団を通じて、開発途上国からの食品衛生に関する研修生を受け入れたり、あるいは専門家を先

方へ派遣したりしておるところでございます。今後とも、WHO等の国際機関を通じて国際協力を推進するほか、二国間における国際協力についても、食品衛生水準の向上、国際的な向上に積極的に貢献してまいりたいと考えております。

○五島委員 終わります。

○鈴木委員 委員長代理 岩佐恵美君。

○岩佐委員 自国の食糧は自国で賄う、これは常識であります。国際的にもそうなっていると理解をします。

農水省に伺いたいんですが、食糧自給率、カロリーベースで、アメリカ、カナダ、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリア、これらの国々がどうなっているか、お答えをいただきたいと思えます。

（鈴木委員委員長代理退席、網岡委員長代理着席）

○中川説明員 欧米諸国の食糧自給率についてのお尋ねでございますが、供給熱量ベース、いわゆるカロリーベースで見まして、一九八八年では、農産物の輸出国でありますオーストラリアが二五％、フランスが一四％、カナダが一四％、アメリカが一三％となっております。また、その他の国としまして、ドイツ、これは旧西ドイツの数字でございますが、九四％、イギリスでは七三％となっております。

○岩佐委員 日本の食糧自給率は、先ほどからも論議がありますが、九四年は米不足で三七％にまで下がっております。その前年も四六％と、先進工業国の中で最低であります。しかも欧米の最低の七三％に比較して格段に低いわけです。WTO協定絡みで日本はお米の自由化を決め、段階的に輸入量をふやす、いわゆるミニマムアクセスを受け入れたわけですが、このことによっても日本の自給率はどう変わるのか、農水省の試算はあるのでしょうか。

○中川説明員 お答え申し上げます。ウルグアイ・ラウンドの農業合意の実施に伴いまして、今後我が国の農業及び農産物貿易に新た

な枠組みが設定されることになるわけでござい  
ますが、このような状況の変化も踏まえまして、現  
在、農政審議会の需給見通し小委員会におきまし  
て、平成十七年度を目録年次といたします新たな  
農産物の需要と生産の長期見通しの策定につきま  
して検討を行っているところでございます。本年  
秋ごろをめどに取りまとめたいと思っております  
が、その中で、食糧の自給率の見直しにつきまし  
ても明らかにしたいというふうに考えておりま  
す。

○岩佐委員 現在でも欧米諸国に比べて食糧自給  
率が最低であるのに、主食であるお米を自由化を  
する、この問題について、日本の食糧自給率が将  
来的にミニマムアクセスを受け入れたらどうなる  
かということ試算もしないで、既にその自由化  
を受け入れてしまったわけです。農政審議会にそ  
の点を指摘をされて、今試算をして、ことしの秋  
にどうなるかというのが出るということですか  
ら、本当に私はこの点、どうかしているというふ  
うに思います。

食糧自給率引き上げ、特に主食を守ること、こ  
のことは国の主権を守ること。また安全保障面か  
ら、また食の安全性確保のためにも、食糧自給  
率の向上は欠かせないことだと思えます。大臣に  
その点、厚生大臣というだけではなくて、閣僚の  
一員として、本当に政府の無責任な態度だと私は  
思ふんですね、試算もしないでお米の自由化を受  
け入れてしまったわけですから。こういう問題に  
ついて、本当に自給率向上のために相当な決意を  
していただかなければならないというふうに思  
いますけれども、その点、お伺いしたいと思いま  
す。

○井出閣僚大臣 先ほど福島委員の御質問にもお  
答えしたところでございますが、御指摘のよう  
に、我が国の食糧の自給率は、先進国のうちで最  
も低い水準となっていること、これは今後の我が  
国の農業あるいは国民の食生活を考えたときに、  
決して望ましいことではございません。やはり食  
糧の自給率の向上については、国を挙げて努力し

なくちゃならぬ、こう思います。

ただ、農林大臣も国会の答弁で、可能な限り国  
内生産を維持拡大し、自給率の低下傾向に歯どめ  
をかけることを基本として政策展開に努める、こ  
う答弁をされているように、この傾向が大変厳し  
いものがありますから、今、自給率のこの低下傾  
向に歯どめをかけるということに全力を政府とし  
ては挙げようとしておるわけでございます。しか  
し、一方また農林大臣答弁の中で、やはり食糧の  
供給力、これを強化する、結果として自給率を高  
める、そういう考え方で政府としては進んでおる  
ところであります。これも述べたいらっしゃると  
ころでございます。そういう意味では、やはり  
国際競争力に耐えられるような強い農業をつくる  
ことに全力を挙げる必要がある、こう考えること  
であります。

○岩佐委員 お米の自由化へのアメリカなどから  
の外圧と同時に、安全性についても規制緩和の圧  
力がますます強まってきたというわけです。食の安  
全については、国民の健康と命を守る重要課題で  
あります。国際化という名目の規制緩和は、私  
は絶対に許されたいことだというふうに思いま  
す。

日本で認められている化学的合成食品添加物は  
現在三百四十八品目あります。FAO・WHO合  
同食品添加物専門家委員会、いわゆるJECFA  
がA(1)リストにランクをして、日本で使用が認め  
られていない品目は百二十一あります。これは  
コーデックスで規格を決めているA(1)及びA(2)の  
食品添加物であります。この中で日本で使用さ  
れていないものは七十九品目あります。百二十一  
のくくり方にするのか、七十九のくくり方にする  
のか、いずれにしても、外国が、これはもうこうい  
うことで認めているんだからというところで日本も  
認めようということを行って、可能性が高い品目  
数であります。

食品添加物については七二年の国会決議で、  
「極力その使用を制限する方向で措置すること。」  
こういうことがありますが、この点、私は

国会決議を厳格に守るべきだと思えますけれど  
も、その点いかがでしょうか。

○小林(秀)政府委員 一九七二年、昭和四十七年  
の国会附帯決議につきましては、添加物の指定に  
ついて化学的に厳格な安全性、有効性の評価を行  
うことなどにより、その趣旨を尊重してまいって  
きたところでございますが、今後ともその精神を  
堅持しつつ対応してまいりたい、このように思っ  
ております。

○岩佐委員 極力制限的に使用する、この点もき  
ちんと入っているわけですが、その点もあ  
わせて守っていかれるわけですね。

○小林(秀)政府委員 そのとおりでございます。

○岩佐委員 今度の法改正では、天然添加物につ  
いても今後指定制をとることになります。しか  
し、現に使用されている天然添加物一千五百一品  
目については、全部検査なしで添加物リストに加  
えることとなります。しかし、天然添加物だから  
といって安全とは言えない。これは先ほどから論  
議があるところであります。だからこそ厚生省  
は、年十品目程度ずつ天然添加物のいわゆる変異  
原性テスト、スクリーニングテストですか、これ  
を行ってきているわけでありまして。

本来、食品添加物については、人の健康を損な  
うおそれがないものを大臣が指定をしてしまし  
た。しかし、天然添加物はこれまで規制なしで、  
野放しにされてきたものであります。今まで天然  
添加物を野放しにしてきたという行政の怠慢の  
責任は重いと思えます。本来、個々に安全性  
を確かめてからリストに載せるのが国民の安全を  
考えた当然のやり方だ、そう思いますが、その点  
どうでしょうか。

○小林(秀)政府委員 今回国会で御審議いただい  
ております食品衛生法改正で、天然添加物につ  
いても今までの合成品たる添加物と同様の扱いをし  
ようというふうに法案で書いてあるわけござい  
まして、そういう意味では、今先生が言われたよ  
うに、添加物というものの安全というのは大変大  
切なんですということに基づきまして、天然とい

えども今後についてはきちっと見ていきたいとい  
うふうに考えたわけでありまして。ただ、今まで使  
われてきた天然添加物について先生のお考えと  
我々の考えとが若干異なっているのではないかと、  
このように思っている次第であります。

○岩佐委員 要するに現状を認識するというやり  
方、これは結局は添加物の指定拡大につながる  
ということ、私は、安全性をチェックして要る  
もの、要らないものを振り分けて、それでリスト  
に載せていくのだったらまだしも、全くそっくり  
そのまま、現状で使われているから、はいど  
うぞとリストに載せてしまいうり方というのは大変  
乱暴なやり方だ、こういうことは許されないと  
いうふうに思うのです。

その点について、四百品目程度について安全性  
チェックをやりますというふうな言っておられま  
す。この安全性チェックをどのようなスケジュー  
ルでやるのかということ、それからどういうやり  
方でやっていくのか。四百あるわけですから、今  
まで慢性毒性などというのは年間三品目から四品  
目ぐらいしかできないということですね。さっき  
の天然添加物のスクリーニングテストでも十品目  
ぐらいしかできていない。そういう状況でありま  
すから、四百というものは、そういう基準からした  
ら天文学的数字になってしまうわけですね。その  
四百について、一体いつまでに振り分けをしなが  
ら作業を進めていくのか、その点についてスケ  
ジュールがあるのかどうかということをお伺いし  
たいと思えます。

○小林(秀)政府委員 今の四百品目についての具  
体的スケジュールについては、今も検討中ですが、  
まず、専門家の協力を得て安全性の確認上優  
先度の高い品目を選定をいたしていきます。次  
に、これらの品目について反復投与毒性試験や変  
異原性試験など基礎的な毒性試験を実施すること  
になります。これらの試験については、本改正  
法案が成立し次第できる限り早期に着手をしてま  
いりたいと思えます。

安全性の見直しに当たりましては、約四百品目



よいということになる。」これは当然の考え方です。だから、日本は残留基準を決める、そしてそれだけを認めるという格好で、いわゆるさつきから議論になっているポジティブリスト、その考え方をとってきたわけですね。

ところが今度は、百三農薬もそうでしたし、今後二〇〇〇年に向けて二百の農薬、つまり九十幾つですか、それをほとんど外国の基準に合わせて認めていきたいと思います。となると、これはもう残留基準が拡大されていくということになるのです。ですからかつての日本の対応のように、本来農薬は残留してはならないものという厳しい考え方でも臨んでいくのはいいかではないかというふうに思うのです。食品添加物と同じようにポジティブリスト制にすべきだということなのですが、その点いかがですか。

○小林(秀)政府委員 我が国はカロリーベースで六三%の食品を海外に依存をいたしております。また農産物に使用が認められている農薬は世界で約七百と言われておりますが、一方、現在、食品衛生法上の残留農薬基準は百三農薬についてしか設定がされておられません。このような現状において、基準が未設定の農薬が残留する食品の流通を一律に禁止すると国民への食糧供給が極めて困難になること、それから国際的にも完全なポジティブリスト制を採用している国は主要国ではアメリカのみと承知をしております。そのアメリカは食糧自給国であり、かつ三百農薬程度につき基準を整備しているなど、我が国と事情が大きく異なることから、現時点ではポジティブリスト化への移行は困難と考慮しております。

また、将来的なポジティブリストへの移行については、相当程度の基準を作成した段階で、国内外に使用される農薬数の推移とか、それから残留農薬規制の国際的動向、我が国の食糧自給の程度などを勘案して検討すべき課題と考えておるところでございます。

○岩佐委員 動物用の医薬品の残留基準設定について次に伺いたいと思います。

これまで厚生省は、抗生物質、抗菌剤、合成抗菌剤、ホルモン剤の移行残留、これはゼロ基準である、つまり残留してはならないという考え方をとってきました。それは、これらの物質が食品にあって何らの必要もなく、食品は本来健全でなければならず、微量といえども食品を通じて不必要な摂取は避けるべきであるとしてきたからであります。これは厚生省の見解ですが、そういうことだったからです。それをコーデックスの基準に合わせて残留基準を設定する、こういうことになるかと、ゼロ基準のもとでの検出限界値、この値を大幅に緩めてしまう、そういうことになるのではないか。こういう危惧があるわけですが、その点いかがでしょうか。

○小林(秀)政府委員 抗生物質や合成抗菌剤については、現在は含有されてはならないと規制しているものです。これは当時の研究水準では、細菌の抗生物質に対する耐性の獲得や人の消化管内の細菌に対する影響など人の健康への影響が懸念されたため、当時利用できる検査法の検出限界値による規制をしたものでございます。

しかしながら、近年における科学的知見の集積により、安全性評価に基づく残留基準値の設定が可能となったものがある一方、分析技術が高度化し、これまでの検出限界値による規制の科学的妥当性について問題が指摘されているところであります。このため、安全性評価に必要な資料が整備されたものから順次、食品衛生調査会において基準の見直しを行うこととしたものであります。

現在食品衛生調査会において、昨年一月からオキシテトラサイクリンとカルバドックスについて安全性に関する検討をいただいているところであります。また、コーデックスに合わせて基準値を設定するのでなく、国民の健康を第一と考え、科学的に慎重な審議を経てまいりたいと考えております。

○岩佐委員 厚生省が食品衛生調査会に基準値設定を諮問しているホルモン剤のゼラノール、トレポロンアセテート、これはアメリカ、オースト

リアでは使用されていますが、EUでは使用禁止になっているものです。そして日本でも現在使用されていないものであります。これらの基準をつくるということは、結果的に外国の使用実態の現実を受け入れるばかりでなく、日本の使用促進に道を開くのではないかと、そういう心配がされるわけですが、その点いかがでしょうか。

○小林(秀)政府委員 現在、ホルモン剤につきましては食品中の残留に関する規制がありません。動物用医薬品としてホルモン剤を使用した輸入品については法的根拠を持った規制ができない状況にあります。このため、厚生省では動物用医薬品として使用されるホルモン剤の食品中の残留基準値を設定するため、昨年一月に食品衛生調査会にホルモン剤二剤について諮問をし、食品衛生調査会の食品中の安全性に関する評価を行った上で残留基準値を設定し、食品の検査を行っていくこととしたしております。

このように、残留基準値の設定は国民の健康を守るために設定されるものであり、ホルモン剤の国内での使用を推進しようとするものではないというところでございます。

○岩佐委員 農水省にその点伺いたいと思いますけれども、生産者から、農薬と同じですけれども内外同じ土壌でやっていたければ経済的に成り立たなくなる。厚生省が残留基準をとにかく決めてくれた。今までは使わないうで来たけれども、これからはその基準値以内でとにかく使いたいというふうなそういう申し出があり、そして使用基準を決めてほしいというようになれば、これは認めていくことになるのじゃないかなというふうなふうに思われるのですけれども、その点いかがですか。

○青沼説明員 現在、厚生省におきまして抗生物質等七成分の動物用医薬品に関する畜産物、水産物食品中の残留基準値の設定について食品調査会に諮問し、調査会で審議が行われているというふうな聞いております。

農林水産省といたしましては、厚生省が畜産物、水産物食品中の残留基準値を設定しました場

合には、動物用医薬品の使用基準につきまして、これとの整合性を中央審議会の意見を聞いて図ってまいりたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、農林水産省といたしましては、安全な畜産物を国民に対して安定的に供給していく観点から、引き続き、国内生産において使用基準が遵守されるように、より安全な畜産物が生産されるように、動物用医薬品の適正使用の徹底を指導してまいりたいというふうに考えております。

○岩佐委員 結局、抗生物質や合成抗菌剤、ホルモン剤などの残留基準値を設定するというのは、今まで野放しであった、検出限界でやっていたというようなことを整理をする、そういう点もあるのかもしれないけれども、むしろ外国の使用実態に合わせてその基準を決めていく、あるいは作業をしていくということになりますと、外国の実態をそのまま認めるということになるわけですね。

それだけじゃなくて、国内で今まで使ってきたそういうものまで使うように誘発をしていく、そういう可能性が、危険性が非常に高いわけですね。その点、私たちは非常に心配をしているわけです。動物用医薬品について、あるいは農薬について、そういうことがゆめゆめないように、きちんと対応していくべきだというふうに思いますが、その点いかがですか。

○小林(秀)政府委員 厚生省としては、国民の健康を犠牲にするなどということは絶対に考えていないので、まず健康を守るということを考えているわけですので、その健康を守るために食品衛生法を適正に運用していくということをお話し申し上げたいと思います。

○岩佐委員 次に、検査体制の問題であります。輸入検査率は九三年度で一四・七%、うち、指定検査機関は八・五%、外国公的検査機関が二・三%、行政検査率はわずか五・二%にしか過ぎません。しかも、検査フリーパスの継続輸入、これは八九年では三万七千二百二十八件でありまし

が、九三年には六万九千三百七十七件と倍近くふえているわけであります。去年の三月からは輸入食品等事前確認制度、こういう制度が取り入れられ、いわゆる輸入の検査省略、この品目はまた増えていく、そういう可能性が強まっております。その上、今回の法改正では、業者に行わせる検査をさらにふやすということでもあります。

昨年四月にマイコトキシシン検査協会が行った検査で中国産落花生が農薬ダミノジットに汚染されていた、そのデータが公表されなかった、あるいは厚生省も知らなかった、こういう事件があったと聞いておりますけれども、民間のこうした検査機関任せで本当に安全が確保できるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○小林秀政府委員 御質問の件は、財団法人マイコトキシシン検査協会が残留農薬基準を超えるダミノジットを検出したにもかかわらず、厚生省にそのデータを報告しなかったと本年一月に新聞等で報道された事例ではないかと承知しておりますが、それでよろしうございましょうか。――その件でございすね。厚生省においては、本件について調査をいたしましたところ、その経緯がわかりましたので、御説明させていただきます。

昨年四月に検査所が中国産落花生において残留基準を超えるダミノジットの検出を確認したため、輸入時検査を強化いたしました。このため、輸入者の方では現地よりあらかじめ少量の先行サンプルを入手して検査を行い、ダミノジットが検出されないもののみを輸入するよう自主的に措置をしたものでございます。今回報道されました検査データは、この先行サンプルのものであります。輸入された落花生についてはすべて基準値以下であることが判明をいたしました。

厚生省としては、従来から指定検査機関に対し、販売等を目的とした輸入食品に関する検査データは報告をさせることとしていたしておりますが、今回のように輸入者が購入するかどうかを判断するための少量の先行サンプルなどの検査データについては、食品衛生法上の規制の対象ではな

く、報告の対象にもなっておりません。

なお、行政がみずから輸入食品の農薬などの残留実態を把握することは重要であると考えておりまして、検査所におけるモニタリング検査については、平成七年度予算においては、検査経費として対前年六五・七増の二億七千万円余を確保しております。これにより残留農薬分析の拡充や指定検査機関のデータのクロスチェックなどを進めていくこととしております。

○岩佐委員 先行サンプルから検出されたことを厚生省が把握していなかった、そういう点は問題だったと思いますし、再発防止のために手だてを尽くすということでもありますから、その点は大いにやっていただきたいというふうに思います。

現在、動物検査官は二百六十三人おられます。それから、植物防疫検査官は七百六十一人です。それに引きかえ、食品衛生調査官は二百九人です。余りにも少な過ぎると思います。民間が行った検査を、今言われたようにクロスチェックをするためにも、あるいは行政検査率を上げるためにも、検査官を大幅に増員する、そのことが求められていると思いますけれども、大臣、いかがでしょうか。

○井出國務大臣 輸入食品の安全を確保するためには、食品衛生監視員を確保するなど、検査所の検査体制の整備を図ることは極めて重要であります。先生御指摘のように、現在二百九人でございますが、この五年間にそれでも倍増はしてきたところでもあります。

近年の検査技術の高度化あるいは食品の加工技術の高度化さらには多様化に対応するため、技術研修を実施する等、数だけじゃなくて、その資質の向上にも努めているところでありますが、しかし、決して十分だとは思っておりません。今後とも、増大する輸入食品に対応し、国民の健康を確保するため、マンパワーの確保は極めて重要でありますから、引き続き、食品衛生監視員の確保及びその資質の向上に努力をしてまいりたいと考えております。

○岩佐委員 厚生省は先ほどの論議で、A D I、一日摂取許容量をクリアしているから大丈夫、そういうことで食品添加物や農薬や動物用医薬品などを次々と認める、こういうふうな態度になつていくわけですが、これでは国民は複合汚染にさらされるばかりだと思えます。また、A D Iというのはあくまでも平均値であって、お米を食べる人、あるいは日本は今パン食も普及してきていますから、小麦を多目に取る人だとかいうわけですね。

現に厚生省の調査でも、皮膚、呼吸器、目、鼻のアレルギー症状のいずれかがあった人は全体の三四・九%に及んでいます。また、アレルギー疾患の既往症がある三歳児未満の子供は三八・九%、うちアトピー性皮膚炎は三一・二%と多くの子供が病んでいます。最近アレルギーよりも低いレベルのより広範な物質が原因となる化学物質過敏症、これが急激にふえてきています。

本来汚染物質はない方がいい。これが食品添加物、農薬、抗生物質、ホルモン剤など動物用医薬品規制の基本的な考え方だと思います。日本の国民の健康、安全を守るそのことが厚生省の仕事であります。だから、外国に合せて規制を緩めるなどということではなくて、日本の国民の健康状態をよくつかんで守る立場で、むしろ規制を強化することこそ必要だと思えます。

先ほどの論議で、アレルギーを研究課題の一つとして取り組んでいくという答弁がありました。アレルギーの研究は、もちろん必要でありますし、私たちも求めてきたところであります。研究結果が出るまでは何の対応もしないというのでは手おくれになります。厚生省として、この点についてきちんと総合的に対応していくべきだと思いますが、最後に大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○井出國務大臣 近年、アトピー性疾患が大きな社会問題化するなど、アレルギー疾患対策の重要性が大変増大してきておると認識をしております。厚生省といたしましては、平成四年度からア

レルギー総合研究事業を行いまして、食品とアレルギー疾患との関係等について調査研究を行っているところであります。

一方、食品とアレルギー疾患に関する研究につきましては、アレルギー疾患には、食品のみならずハウスダスト等の住環境の問題や、あるいは個人の体質的な問題等さまざまな要因が関係しているということ、またモデルとなる適切な実験動物がなかなか得にくいといったことから、大変困難な面もあると聞いております。

しかしながら、先般厚生大臣の懇談会でありました食と健康を考える懇談会においても、食品とアレルギー疾患との関係等、食品及びその成分の健康影響の解明に関する研究等を推進すべきであるという提言をちょうだいしたところであります。厚生省といたしましても、食品とアレルギー疾患等の食品と健康に関する調査研究をさらに一層推進していかなくちゃならぬと考えておるところでございます。

○岩佐委員 終わります。

○綱岡委員 代理 次回は、来る十七日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十三分散会